資料NO. 2

令和８年１１月１５日執行

伊　根　町　長　選　挙

伊根町議会議員一般選挙

候 補 者 の し お り

伊根町選挙管理委員会

立 候 補 届 出 書 類 チ ェ ッ ク リ ス ト

届出時に必要な書類

□選挙候補者届出書（本人・推薦）
□供託証明書
□宣誓書
□戸籍謄(抄)本

□通称認定申請書（申請希望者のみ）
□所属党派証明書（無所属の場合は不要）
□候補者推薦届出承認書　※
□選挙人名簿登録証明書　※

申請の予定がある場合

□選挙運動用ポスター（ポスター掲示場用）
□選挙運動用ビラの届出書（ビラの見本を含む）
□選挙公報掲載申請書
　（公報原稿及び写真２部、もしくはCD-R１部を含む）
□選挙事務員等届出書
□開票（選挙）立会人となるべき者の届出書
□個人演説会開催申出書
□選挙事務所設置届
□選挙事務所設置（異動）候補者承諾書兼推薦届出者代表者証明書　※
□出納責任者選任届
□出納責任者選任（異動）候補者承諾書兼推薦届出者代表者証明書　※

※推薦人による届出の場合のみ

目　　次

第１　総括的な事項 1

1. 選挙の主要日程 1
2. 選挙長等の職務を行う場所等 1
3. 選挙に関する届出等の時間 1

第２　被選挙権及び供託に関する事項 2

1. 被選挙権 2
2. 供託 2

第３　立候補に関する事項 3

1. 立候補の届出の方法 3
2. 立候補の届出の受付要領 12
3. 記載事項の異動届出 12
4. 辞退の届出 12

第４　候補者に交付する物品及び証明書類に関する事項 13

1. 立候補届出後直ちに交付するもの（1～5 は 5 つ道具） 13
2. 立候補予定者説明会においてあらかじめ交付するもの 14
3. 一般的な注意事項 16
4. 物品等の再交付、返還等 16

第５　開票、選挙会及び当選に関する事項 17

1. 開票 17
2. 選挙会 17
3. 当選 18

第６　選挙運動に関する事項 19

1. 選挙運動の意義 19
2. 選挙運動の期間 19
3. 事前運動の禁止 19
4. 選挙運動の準備行為 19
5. 選挙事務所 20
6. 休憩所等の禁止 23
7. 選挙運動を禁止されている人 23
8. 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止 24
9. 教育者の地位利用による選挙運動の禁止 24
10. 年齢満 18 年未満の者の選挙運動の禁止 25
11. 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止 25
12. 戸別訪問の禁止 25
13. 署名運動の禁止 25
14. 人気投票の公表の禁止 25

15. 飲食物の提供の禁止 25
16. 気勢を張る行為の禁止 27
17. 連呼行為の禁止 27
18. 自動車、船舶及び拡声機の使用制限 27
19. 車上の選挙運動の禁止 30
20. 選挙運動用通常葉書 31
21. 選挙運動用ビラ 32
22. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画 32
23. 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画 33
24. 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等 34
25. 文書図画の掲示 34
26. 文書図画の頒布又は掲示の脱法行為の禁止 35
27. 文書図画に記載・表示されているバーコード、QR コード等 35
28. 新聞広告 36
29. 街頭演説 36
30. 個々面接､電話による選挙運動及び幕間演説 37
31. 選挙運動放送の制限 38
32. 特定の建物及び施設における演説等の禁止 38
33. 選挙期日後のあいさつ行為の禁止 38
第７　選挙公営に関する事項 39
1. 選挙運動用自動車の公営 39
2. 選挙運動用文書図画の作成の公営 39
3. ポスター掲示場 39
4. 個人演説会 40
5. 選挙公報 41
6. 氏名等の掲示 43
第８　選挙運動に関する収入及び支出..... 44
1. 出納責任者等の選任の手続等 44
2. 選挙運動に関する寄附の制限 47
3. 選挙運動に関する支出金額の制限 48
4. 選挙運動費用と会計帳簿の備付け等 48
5. 会計帳簿の様式と記載要領 49
6. 収支報告書の作成要領 50
7. 記載上の注意事項 50
8. 領収書の写しの作成 54
9. 収支報告書の提出期限 54
10. その他 54
第９　届出関係諸用紙記載例 55

1. 選挙候補者届出書(本人) 55
2. 宣誓書 56
3. 所属党派証明書 57
4. 通称認定申請書 58
5. 伊根町長選挙候補者届出書（推薦届出） 59
6. 候補者推薦届出承諾書 60
7. 選挙人名簿登録証明書 61
8. 伊根町長選挙候補者辞退届出書 62
9. 開票(選挙)立会人となるべき者の届出書 63
10. 選挙事務所設置届 64
11. 選挙事務所異動届 65
12. 選挙事務所設置（異動）候補者承諾書・推薦届出者代表者証明書 66
13. 出納責任者選任届 67
14. 出納責任者異動届 68
15. 出納責任者選任（異動）候補者承諾書・推薦届出者代表者証明書 69
16. 選挙事務員等届出書 70
17. 選挙公報掲載申請書 71
18. 選挙公報掲載文撤回（修正）申請書 72
19. 個人演説会開催申出書 73
20. 選挙運動用ビラの届出書 74
21. 選挙運動費用収支報告書 75

第 10　伊根町長選挙事務取扱概要 86

1. 総括 86
2. 各項目における概要 86

第 11　伊根町議会議員一般選挙事務取扱概要 90

1. 総括 90
2. 各項目における概要 90

この「候補者のしおり」は、候補者のために、選挙に関して特に注意していただきたいことを重点に取りまとめたものです。このほかにも重要な事項がたくさんありますから関係法令等について十分研究の上、誤りのないようにしてください。

このしおりでは、次のような略称を使用しています。

法　＝公職選挙法
令　＝公職選挙法施行令
選　管＝選挙管理委員会

第1　総括的な事項

1.　選挙の主要日程

①　選挙期日の告示　11 月 10 日（火）
②　立候補届出日　11 月 10 日（火）

※補充立候補届出期限　　11 月 13 日（金）
立候補届出の期限（11 月 10 日午後 5 時）までに届出のあった候補者が定数を超える場合において、立候補届出日経過後、当該候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、補充立候補の届出ができます。

③　投票日時　11 月 15 日（日）
午前 7 時～午後 6 時
④　開票日　11 月 15 日（日）
⑤　選挙会　11 月 15 日（日）
⑥　当選人の告示　11 月 15 日（日）付けで行います。
⑦　当選証書の付与　11 月 15 日（日）付けで付与します。

2.　選挙長等の職務を行う場所等

①　選挙長及び選管が行う立候補の届出の受付、その他各種届出等の受付等を行う場所は、選挙期日の告示の日に告示しますが、次の予定です。

ア）　選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び選管が候補者等の提出する各種届出等の受付を行う場所

伊根町コミュニティセンターほっと館　多目的室

ただし、11 月 11 日（水）以後は、伊根町選挙管理委員会事務局。

イ）　選管が上記ア)以外の事務を取り扱う場所
伊根町選挙管理委員会事務局

②　選挙長及び同職務代理者は、選挙期日の告示の日に選任の告示をします。

3.　選挙に関する届出等の時間

法令等に基づき、選挙長、選管等に対して行う届出、請求、申出等は、土曜日、日曜日又は休日の別なく**午前 8 時 30 分から午後 5 時まで**の間に限られます。（一部の例外を除きます。）

第2　被選挙権及び供託に関する事項

1.　被選挙権

日本国民で、選挙の期日（11 月 15 日）において年齢満 25 年以上の者で、法第 11 条、第 11 条の 2、第 252 条及び政治資金規正法第 28 条に規定する欠格事由に該当しない者は、被選挙権があります。（このほかに町議会の議員については、その選挙権を有する者。）

2.　供託

(1)　供託金の額

①　伊根町長選挙　　50 万円
②　伊根町議会議員選挙　　15 万円

(2)　供託者

①　本人による届出の場合　　候補者
②　推薦者による届出の場合　　推薦届出者

(3)　供託の方法

供託者は、候補者 1 人について「(1)　供託金の額」に該当する現金又はこれに相当する額面の国債証書及び供託書（正・副）2 通を準備し、地方法務局又はその支局で供託を行い、地方法務局又は日本銀行代理店で供託物を払い込んでください。

(4)　供託物の没収

供託物は、次の場合に没収されます。

①　候補者の得票数が、供託物没収点に達しないとき
②　候補者であることを辞したとき
③　候補者が公務員となったため、候補者であることを辞退したとみなされるとき
④　候補者が被選挙権のない者の立候補の禁止、重複立候補の禁止又は連座の適用による候補の禁止の規定に該当し、候補者であることができない者であるため、候補者届（候補者推薦届を含む）を却下されたとき

(5)　供託物の還付

次の場合には、候補者又は推薦届出者は、供託物の還付を請求することができます。

①　直ちに還付を請求することができる場合

ア）　候補者が投票所を開くべき時刻までに死亡したとき
イ）　法第 103 条第 4 項の規定により、候補者であることを辞退したとみなされるとき
ウ）　選挙の全部が無効となったとき

②　選挙及び当選の効力が確定した後、直ちに還付を請求することができる場合

ア）　候補者の得票数が、供託物没収点に達しているとき
イ）　無投票当選となったとき

第3　立候補に関する事項

1.　立候補の届出の方法

立候補の届出には、①候補者となろうとする者自身が届け出る方法（本人届出）と、②当該町内の選挙人名簿に登録されている者が候補者の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）の二つの方法がありますが、いずれの場合も郵便等によることなく、文書で直接選挙長に届け出なければなりません。なお、立候補の制限を受けている公務員が、候補者として届出をし、又は推薦届出をされたときは、法第 90 条の規定によりその届出の日に当該公務員を辞したものとみなされますので、注意してください。

立候補の届出に必要となる書類は、本人届出か推薦届出かによって次のように異なります。

本人による届出の場合（本人届出）	推薦者による届出の場合（推薦届出）
1　候補者届出書（本人届出） 2　供託証明書 3　宣誓書 4　所属党派証明書 （無所属の場合は不要） 5　戸籍の謄本又は抄本 6　通称認定申請書 （通称認定を求めない場合は不要）	1　候補者届出書（推薦届出） 2　候補者推薦届出承諾書 3　選挙人名簿登録証明書 （推薦届出者のもの） 4　供託証明書 5　宣誓書 6　所属党派証明書 （無所属の場合は不要） 7　戸籍の謄本又は抄本 8　通称認定申請書 （通称認定を求めない場合は不要）

（注）候補者本人が「手書き」して署名する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。また、届出に際して、候補者本人（推薦届出の場合は推薦者本人）ではなく代理人等が届出を行う場合は、届出書の訂正等のため、必ず印章（記名押印での届出を行った場合は、候補者届出書に押印した印章）を持参してください（推薦届出の場合は候補者の印章）。

(1) 本人による届出

候補者届出書（本人届出）に関係書類を添えて、選挙長あてに提出してください。この様式は、次のとおりです。

① 候補者届出書（本人届出）の様式

令和　　年　　月　　日

選挙
選挙長　　様

氏　名

選挙候補者届出書（本人届出）

以下のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

ふりがな		性別	
候補者			
本籍			
住所			
生年月日	年　月　日（満　歳）		
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和　年　月　日　執行　選挙		
添付書類	1　供託証明書 2　宣誓書 3　所属党派（政治団体）証明書 4　戸籍の謄本（抄本） 5　通称認定申請書		
		受付時間	令和　年　月　日 時　分

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

〔記載上の注意〕

① 「氏名」は、本名（戸籍名）を記載しなければならないことになっています。なお、本名（戸籍名）に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）が、立候補届出等の告示、新聞広告等に記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該通称について選挙長の認定を受けなければならないことになっています。この通称認定の申請手続については、次の②の「オ） 通称認定申請書」(9 ページ）の項を参照してください。

② 「本籍」及び「生年月日」は、被選挙権の有無の判定等のために必要ですので、候補者届出書に添付する戸籍の謄本（抄本）の該当事項を正確に記載してください。「住所」も同様に正確に記載してください。また、「生年月日」欄のかっこ内には、**選挙期日現在の満年齢**を記載してください。

③ 「党派」は、候補者届出書に添付する所属党派証明書（②の「ウ） 所属党派証明書（様式)」(8 ページ）参照）に記載してある政党その他の政治団体の名称を正確に記載してください。政党その他の政治団体の名称が 20 字を超える場合には、当該政党その他の政治団体の名称のほか 20 字以内の略称を併せて記載しなければなりません。所属党派証明書を添付しない者は「無所属」と記載しなければなりません。

④ 「職業」は、なるべく詳細に記載してください。例えば、単に「公務員」と書かないで「○○町民生児童委員」等と具体的に記載してください。なお、兼職を禁止されている職にある人はその職名を、兼業禁止の関係にある人はその旨を、併せて記載しなければなりません。

⑤ 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために利用するウェブサイト等のアドレスを一に限り記載することができます。(第 6 の「22 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画」(32 ページ)参照)

⑥ 欄外は届出日、候補者本人の氏名を正しく記載し、候補者氏名は候補者本人による署名又は記名押印をお願いします。候補者本人による署名又は記名押印がない場合、受理できないことがありますので御注意ください。

②　添付書類

ア）　供託証明書

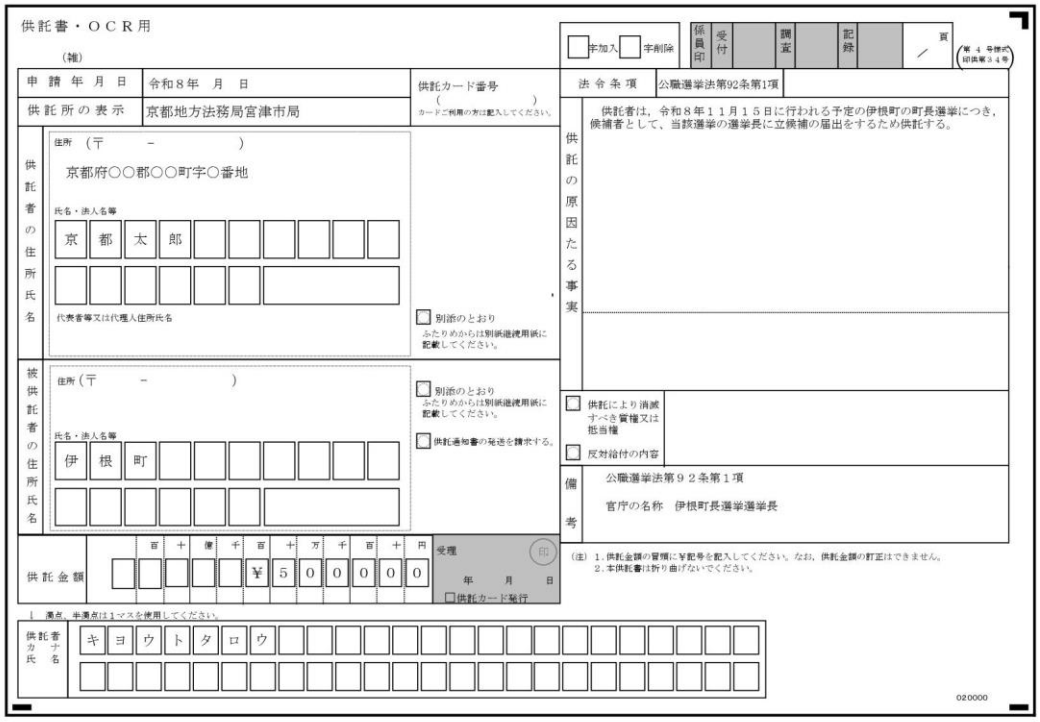
本人届出の場合の供託証明書は、候補者の本名（戸籍名）が記載されているものでなければならないことになっています。なお、本人による届出の場合の供託証明書の記載例（現金による供託の例）は次のとおりですので参考にしてください。

推薦届出の場合は、推薦届出者が行うものであり、「供託者の住所氏名」欄は、推薦届出者の住所、氏名の記載をし、「供託の原因たる事実」欄には、候補者の本名（戸籍名）を記載することになっています。

オンラインを利用して供託申請を行うことや供託金を電子納付することができます。なお、御利用方法の詳細につきましては、法務省ホームページにある「供託ねっと」等を参考にしてください。

＜例＞　伊根町長選挙の場合

第5-(9)町村長選挙供託(金銭)
第四号様式（第１３条第１項関係）その他の金銭供託の供託書



（注）供託者の住所氏名欄は、候補者届出書（戸籍名、住民票上の住所）と同じになるよう正確に記載してください。

イ） 宣誓書（様式）

この宣誓書は、公職の候補者となろうとする者が、被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと及び立候補を禁止されている者でないことを誓う旨の文書であり、虚偽の宣誓をした者は罰せられます。

1） 伊根町長選挙

宣　　誓　　書

私は、公職選挙法第８６条の８第１項、第８７条第１項、第２５１条の２又は第２５１条の３の規定により令和　　年　　月　　日執行の伊根町長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和　　年　　月　　日

住所

氏名

2） 伊根町議会議員選挙

宣　　誓　　書

私は、令和　　年　　月　　日執行の伊根町議会議員一般選挙の期日において公職選挙法第９条第２項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第８６条の８第１項、第８７条第１項、第２５１条の２又は第２５１条の３の規定により、令和　年　月　日執行の伊根町議会議員一般選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

ウ） 所属党派証明書（様式）

この所属党派証明書は、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合にだけ必要であって、無所属として立候補する場合は不要です。

なお、この所属党派証明書は、政党その他の政治団体の代表が行ったものでなければならないことになっています。

住所、氏名については、候補者届出書の住所、氏名と一致するよう注意してください。

所属党派証明書

氏名

住所

上記の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

政党（政治団体）名

代表者（責任者）

エ） 戸籍の謄本又は抄本

オ） 通称認定申請書

通称認定の申請をしようとする場合は、候補者届出書と同時に通称認定申請書を提出してください。通称認定申請書だけを提出しても受理されないので注意してください。

ここでいう通称とは、本名（戸籍名）に代わるものとして当該選挙の行われる区域全域にわたって広く通用している本名以外の呼称のことです。通称であるかどうかを証明する責任は、候補者の届出をする者の側にあるとされていますので、選挙長に対して通称認定申請書を提出する際に、併せてその呼称が本名に代わるものとして選挙の区域内全域にわたって広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証する資料、例えば葉書、名刺、著書その他その人の呼称として通用している実績を示すに足りる資料を提示する必要があります。

なお、戸籍に用いられている漢字をかな（カナ）書きにする場合でも通称認定の申請が必要です。ただし、この場合は資料の提示は不要です。

また、通称認定の申請は、立候補届出等の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所等の氏名等の掲示に、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めようとする場合であって、それ以外に、例えば選挙運動用ポスターに通称を記載するかどうかは、候補者の自由とされています。

令和　年　　月　　日

選挙

選挙長　　様

住所
氏名

通称認定申請書

令和　年　月　日執行の　　選挙において、公職選挙法施行令第８９条第５項において準用する第８８条第８項の規定により下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

ふりがな
候補者

ふりがな
呼　称

備考　この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示して下さい。

(2) 推薦者による届出

候補者届出書（推薦届出）に関係書類を添えて選挙長あて提出してください。この様式は、次のとおりです。

① 候補者届出書（推薦届出）の様式

令和　　年　　月　　日

選挙
選挙長　　様

氏　名

選挙候補者届出書（推薦届出）

以下のとおり関係書類を添えて立候補の推薦届出をします。

ふりがな		性別	
候補者			
本籍			
住所			
生年月日	年　月　日（満　歳）		
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和　年　月　日　執行　選挙		
添付書類	1　候補者推薦届出承諾書 2　選挙人名簿登録証明書 3　供託証明書 4　宣誓書 5　所属党派証明書 6　戸籍の謄本（抄本） 7　通称認定申請書		
		受付時間	令和　年　月　日 時　分

備考　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（記載上の注意）
前掲の①の〔記載上の注意〕を参照してください。

②　添付書類

「(1)　本人による届出②」(6 ページ) の添付書類に加えて、候補者の承諾を得た旨の候補者推薦届出承諾書と、推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の選管委員長の発行する選挙人名簿登録証明書を添付してください。

ア)　候補者推薦届出承諾書（様式）

候補者推薦届出承諾書

令和　年　　月　　日執行の　　選挙における候補者となることを承諾します。

令和　年　　月　　日

推薦届出者　　様

住　所

氏　名

イ)　選挙人名簿登録証明書（様式）

選挙人名簿登録証明書

氏　名

住　所

上記の者は、本町において令和　年　月　日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和　年　月　日

伊根町選挙管理委員会

委員長　　㊞

備考　この証明書は、候補者推薦届出のとき又は選挙立会人の届出のときに添付して下さい。

2. 立候補の届出の受付要領

立候補の届出は、到着時刻の順によって受付しますが、到着が同時であるときは、くじによって受付する順序を定めます。

① 午前 8 時 30 分までに到着し、事前審査を受けた者は、これをすべて午前 8 時 30 分に到着したものとみなし、次のくじの方法によって受付する順序を定め、この順序によって届出を受付します。午前 8 時 30 分を過ぎてから到着した者は、午前 8 時 30 分の到着者の受付を行った後、到着順に受付します。

② くじの方法

ア） 第 1 回・・・・第 2 回目のくじを引く順序を定めるくじ

イ） 第 2 回・・・・立候補届出の受付順序を定めるくじ

③ 立候補届出の書類の記載事項の訂正又は記載漏れ等は、原則としてその場で行ってもらいますが、時間のかかるものは、午前 8 時 30 分までの到着者の最後に回ってもらう場合があります。その他、選挙長が適宜指示することがあります。

④ 必要書類が欠けている場合は、書類を完備された時に到着されたものとみなします。したがって、午前 8 時 30 分の同時到着からは除外されます。

3. 記載事項の異動届出

候補者届出（推薦届出を含む）及び添付書類の記載事項に異動が生じた場合は、候補者又は推薦届出者は、直ちにその旨を文書により選挙長に届け出なければなりません。

4. 辞退の届出

候補者であることを辞退しようとするときは、推薦届出の場合であっても、候補者本人が、立候補の届出を行った日（11 月 10 日）に（補充立候補の場合は、その届出の期限（11 月 13 日）までに）文書で選挙長に届け出なければ、立候補の辞退は認められません。

なお、辞退しても供託物は返還されません。

① 辞退届出書（様式）

令和　　年　　月　　日

選挙
選挙長　　様

選挙候補者辞退届出書

候補者
事　由

上記のとおり令和　　年　　月　　日執行の　　選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

選挙
候補者

第4　候補者に交付する物品及び証明書類に関する事項

1.　立候補届出後直ちに交付するもの（1～5 は 5 つ道具）

番号	交付物品、証明書等の種類	数量	使用の目的	摘　　要
1	選挙運動用自動車、船舶表示板	1 枚	自動車にあってはその前面、船舶にあっては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中常時掲示	自動車、船舶について、どちらか１つを選択して使用ができる
2	選挙運動用拡声機表示板	1 枚	拡声機の送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中常時掲示	
3	街頭演説用標旗	1 枚	街頭演説の場合に掲出	
4	自動車、船舶乗車船用腕章	4 枚	候補者、運転手１名又は船員以外の者が乗車又は乗船中着用	
5	街頭演説用腕章	11 枚	街頭演説に従事する者が着用	1 標旗のもとに自動車、船舶乗車船用腕章と通じて 15 以内に限る。
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	選挙運動用通常葉書の無償交付を受けるか、手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けるときに、この証明書を選管の所在地の配達を受け持つ郵便局に提示又は提出する	通常葉書の数 2,500 枚（町長） 800 枚（町議）
7	選挙運動用通常葉書差出票	(町長) 25 枚 (町議) 8 枚	選挙運動用通常葉書を郵便局に差し出す時に添付する	差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に差し出す。 （1 枚の差出票により 100 枚の葉書を差し出すことができる）
8	新聞広告掲載証明書	2 枚	希望する新聞社に提出、有料で広告を掲載できる	スペースは記事下に限られ、大きさは横 9．6cm 以内、縦 2 段組以内で、色刷は認められない。

2. 立候補予定者説明会においてあらかじめ交付するもの

番号	交付物品、証明書等の種類	数量	使用の目的	備　考
1	候補者届出書（本人届出）	2 枚	本人届出の場合	
2	宣誓書	2 枚	被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと及び立候補を禁止されていないことを本人が誓う文書	
3	所属党派証明書	2 枚	政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合のみ必要	
4	通称認定申請書	2 枚	通称認定を申請する場合	
5	候補者届出書（推薦届出）	2 枚	推薦届出の場合	
6	候補者推薦届出承諾書	2 枚	推薦届出の場合の本人の承諾	
7	選挙人名簿登録証明書	2 枚	推薦届出者となるべき者が当該町の選挙人名簿に登録されている旨の証明	
8	選挙候補者辞退届出書	2 枚	候補者届出後に候補者たることを辞する場合に必要	
9	開票（選挙）立会人となるべき者の届出書	2 枚	開票（選挙）立会人を届け出る場合	
10	選挙事務所設置届	3 枚	選挙事務所を設置したとき	
11	選挙事務所異動届	5 枚	選挙事務所を異動したとき	
12	選挙事務所設置（異動）候補者承諾書兼推薦届出者代表者証明書	3 枚	推薦届出者が選挙事務所を設置（異動）したとき、選挙事務所設置（異動）届に添付	
13	出納責任者選任届	2 枚	出納責任者を選任したとき	
14	出納責任者異動届	2 枚	出納責任者に異動が生じたとき	
15	出納責任者選任（異動）候補者承諾書兼推薦届出者代表者証明書	2 枚	推薦届出者が出納責任者を選任（異動）したとき、出納責任者選任（異動）届に添付	
16	選挙事務員等届出書	3 枚	選挙運動に従事するもの（選挙運動のために使用される事務員等）に報酬を支給する場合	
17	選挙公報掲載申請書	2 枚	選挙公報に掲載文の掲載申請を行う場合	
18	選挙公報掲載文撤回（修正）申請書	2 枚	選挙公報に掲載文の撤回（修正）を行う場合	
19	選挙公報原稿用紙	4 枚	電子データによる掲載申請を行わない場合	
20	個人演説会開催申出書	5 枚	公営施設使用の個人演説会開催日前 2 日までに開催地の選管に申し出る場合	
21	選挙運動用ビラの届出書	2 枚	ビラを頒布しようとするとき	ビラの数 5,000 枚（町長） 1,600 枚（町議）

22	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	2枚	選挙運動用自動車の有償契約を締結したとき	
23	選挙運動用ビラ作成契約届出書	2枚	選挙運動用ビラ作成の有償契約を締結したとき	
24	選挙運動用ポスター作成契約届出書	2枚	選挙運動用ポスター作成の有償契約を締結したとき	
25	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	2枚		
26	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	2枚		
27	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	2枚		
28	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	2枚		候補者から業者等へ提出
29	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	2枚		
30	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	2枚		
31	選挙運動用ビラ作成証明書	2枚		
32	選挙運動用ポスター作成証明書	2枚		
33	請求書（自動車）	2枚	業者等が町に費用を請求するとき	
34	請求書（燃料）	2枚		
35	請求書（運転手）	2枚		
36	請求書（ビラ）	2枚		
37	請求書（ポスター）	2枚		
38	選挙運動費用収支報告書	4組	出納責任者が、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を報告するとき	※各回2部提出「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を含む。
39	会計帳簿	4組		

3. 一般的な注意事項

① 上記の立候補届出受理後直ちに交付する物品及び証明書類には、候補者用通常葉書使用証明書のように原則として再交付をすることができないものがありますので、紛失、盗難又はき損のないよう保管に十分注意をしてください。また、物品及び証明書等を受け取るときには、全部そろっているかどうかをよく確認してください。

② 交付を受けた証明書類には、候補者の氏名その他の事項を直ちに記載してください。

③ あらかじめ交付する物品は、候補者の便宜を図るために、選挙運動に必要な各種の届出用紙及び参考書類等を交付するものですから、不足する場合は適宜複写して使用してください。

④ 選挙運動用として交付を受けたビラの証紙、通常葉書を、他人に譲渡することは禁止されています。また、候補者の届出を却下され、又は候補者であることを辞退したとき等は、全部又は選挙運動のために使用しなかった残部（選挙運動に使用したことを証する明細書を添付）を直ちに返還してください。

4. 物品等の再交付、返還等

選挙運動用自動車、船舶及び拡声機の表示板、街頭演説用標旗、腕章（乗員用及び街頭演説用）等を紛失又は破損したため、再交付を受けようとする場合は、選管の定めるところにより文書で再交付の申請手続をしてください。

このようなときは、紛失による場合は紛失の年月日、場所及び理由並びに紛失届出の年月日及びその届出を行った警察署名等を記載した理由書を、また、破損した場合は破損した物品（表示板、腕章等）を併せて添えることになっていますから、あらかじめ選管に連絡してください。なお、立候補届出の際に交付を受けた次の選挙運動用物品は、選挙終了後（使用の必要がなくなった時）直ちに選管に返還してください。

① 選挙運動用自動車、船舶表示板
② 選挙運動用拡声機表示板
③ 街頭演説用標旗
④ 自動車、船舶乗車船用腕章
⑤ 街頭演説用腕章

第5　開票、選挙会及び当選に関する事項

1.　開票

(1)　開票の日時及び場所

開票は選挙会場において選挙会の事務と併せて行います。

(2)　開票立会人

候補者は、開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者 1 人を定め、選挙期日の前 3 日（11 月 12 日（木））までに、選管へ届け出ることが出来ます。

開票の事務は選挙会の事務と併せて行いますので、開票立会人は選挙立会人をもって充てることになります。

2.　選挙会

(1)　選挙会の日時及び場所

選挙会の日時及び場所は選管があらかじめ告示します。

(2)　選挙立会人の届出

候補者は、当該町の選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者 1 人を定め、選挙期日の前 3 日（11 月 12 日（木））までに、選挙長に届け出ることが出来ます。なお、選挙立会人の届出に当たっては、選挙立会人となるべきものが、選挙人名簿に登録されている旨の選管委員長が発行する選挙人名簿登録証明書を添付しなければなりません。なお、候補者自身は選挙立会人になることができません。

(3)　選出方法

開票立会人（選挙立会人）の届出人数が 10 人を超えた時はくじで 10 人にします。また、開票立会人（選挙立会人）は最低 3 人必要のため不足が生じた場合は選管が選挙人名簿登録者の中から選任します。

開票(選挙)立会人となるべき者の届出書の様式は、次のとおりです。

開票（選挙）立会人となるべき者の届出書

1　立会人となるべき者
　　住　　所
　　（ふりがな）
　　氏　　名
　　年　　月　　日　生

2　選　　挙
　　令和　　月　日執行　　選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和　　年　　月　　日

伊根町選挙管理委員会（選挙）
　　委員長（選挙長）
　　選挙候補者
　　党　　派
　　氏　　名

上記のとおり開票（選挙）立会人となるべきことを承諾します。
令和　年　　月　　日
　　住所
　　氏名

備　考　1　この届出は、選挙期日前3日までに、市区町村選挙管理委員会に届け出ることができます。
　　2　開票（選挙）立会人は、選挙区内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。
　　3　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

3. 当選

選挙会において当選人が定まったときは、選管は選挙長の報告に基づいて、直ちに当選人に当選の旨を告知するとともに、当選人の住所及び氏名を告示し、併せて当選証書を付与します。

当選の効力は、当選人の住所及び氏名を告示した日から生じます。ただし、当選人が選挙期日後に被選挙権を有しなくなれば、当選を失うことになります。また、当選人が法律の定めるところにより兼職を禁止されている職にある場合は、当選した旨の告知を受けた日に、その職を辞したものとみなされます（その他、一定の場合には、その当選を失います）。

なお、当選人が地方自治法第92条の2又は第142条に定める関係を有する者であるときは、当選の告知を受けた日から5日以内に、このような禁止の関係を有しなくなったことを選管に届け出ないと、その当選を失うことになっています。

第6　選挙運動に関する事項

1.　選挙運動の意義

選挙運動とは、判例によると「一定の選挙につき一定の候補者を当選させようとして、投票を得若しくは得しめるため直接又は間接に必要かつ有利な周旋勧誘若しくは誘導その他諸般の行為をすることを汎称するものであって、直接に投票を得又は得しめる目的をもって周旋勧誘等をする行為のみに局限するものでない。」とされているように、特定の選挙について特定人の当選を目的として選挙人に働きかける一切の行為である、ということができます。

2.　選挙運動の期間

選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから選挙期日（投票日）の前日までの間、行うことができます。したがって、投票日当日は、次のものを除き選挙運動はできないことになっています。

① 投票所を設けた入口から 300m より外の区域に選挙事務所を設置すること。
② ①の選挙事務所を表示するために、その場所でポスター、立札及び看板の類を通じて 3 以内並びにちょうちんの類を 1 個掲示すること。
③ 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと及び、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画をそのままにしておくこと。

3.　事前運動の禁止

法は、立候補の届出受理前におけるいかなる選挙運動も事前運動として一切禁止しています。したがって、特定の候補者のための行為はもとより、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動も事前運動となる場合がありますから注意してください。

4.　選挙運動の準備行為

選挙運動は、立候補の届出が受理されたとき以降でないと行うことができませんが、次に例示する行為は、一般の選挙人に対して働きかけるものではなく、単に選挙運動に従事する者の内部的な準備行為にとどまる限り選挙運動ではありませんから、これらの行為を立候補届出前に行うことは許されています。

① 政党等の公認を求める行為
② 選挙事務所、自動車、拡声機の借入れの内交渉
③ 出納責任者、選挙運動員就任及び労務者雇用の内交渉
④ 各選挙運動者間の任務の割振りをすること
⑤ 選挙演説を依頼するための内交渉
⑥ ポスター、立札、看板、ちょうちんの類を作成しておくこと
⑦ 選挙公報の文案を作成しておくこと
⑧ 選挙運動用通常葉書のあて名を書いておくこと
⑨ 選挙運動資金の調達

※ これらの行為であっても、多数の人に内交渉あるいは資金募集をするような場合は、その依頼の方法等から、投票依頼の目的があるものと判断されることがあります。また、明示、黙示を問わず、投票依頼の行為をすれば違反となりますから注意してください。

5. 選挙事務所

選挙事務所とは、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備のことで、候補者の選挙運動の本拠となるものです。選挙事務所の看板を掲げないで、単に何某候補者連絡所と表示する事務所で、ポスターの掲示、選挙運動用通常葉書の頒布等の事務をとっているところや、また、選挙事務所の表示のみをして実質的には選挙事務をしていないものも、対外的効果等から選挙事務所であるとされています。

(1) 設置できる数

候補者１人について１箇所設置することができます。

(2) 設置者

選挙事務所は、候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）でなければ設置することができません。

(3) 設置の届出

選挙事務所を設置したときは、直ちに、選挙事務所設置届を選管に 1 通提出してください。なお、推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、その設置について、候補者の承諾を得たことを証する書面を添付し、かつ、推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面を添えて提出してください。

選挙事務所設置届の様式は、次のとおりです。

選挙事務所設置届

１　選挙事務所所在地	
建物の名称	
電話番号	（　　）　　－
２　設置年月日	令和　　年　　月　　日
３　候補者氏名	

令和　　年　　月　　日執行の伊根町長選挙における選挙事務所を上記のとおり設置しましたので届け出ます。

令和　　年　　月　　日

伊根町選挙管理委員会
委員長　　様

選挙
候補者（推薦届出者）
住　所

備考　１　推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付して下さい。
（１）選挙事務所を設置することについて候補者の承諾を得たことを証する書面
（２）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
３　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(4) 異動(移転・廃止)の届出

選挙事務所を異動したときは、前記「(3) 設置の届出」と同じ方法により、直ちに、選挙事務所異動届を選管に１通提出してください。なお、選挙事務所は、1 日に 1 回しか異動（廃止に伴う設置を含む）することができません。

選挙事務所異動届の様式は、次のとおりです。

選挙事務所異動届

1	旧選挙事務所所在地	
2	新選挙事務所所在地	
	建物の名称	
	電話番号	（　　）　－
3	異動年月日	令和　年　月　日
4	候補者氏名	

上記のとおり選挙事務所を異動したので、公職選挙法第１３０条第２項の規定により届け出ます。

令和　年　月　日

伊根町選挙管理委員会
委員長　様

選挙
候補者（推薦届出者）

住　所

備考　1　推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付して下さい。
（1）選挙事務所を設置することについて候補者の承諾を得たことを証する書面
（2）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
2　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
3　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(5) 選挙事務所の表示

選挙事務所には、その表示のために次の文書図画を掲示することができます。

① 種類

ポスター、立札、看板及びちょうちんの類

② 規格

ア） ポスター、立札及び看板の類は、縦 350cm、横 100cm（脚部のあるものは、脚部の長さを含めたもの）を超えないこと。

イ） ちょうちんの類は、高さ 85cm、直径 45cm を超えないこと。

③ 数量

ポスター、立札及び看板の類は、選挙事務所に「通じて 3」以内、ちょうちんの類は 1 個に限られています。「通じて 3」とは「合計 3」ということで、例えば、看板を 2 枚使った場合には、ほかに立札、ポスターは、いずれか 1 枚しか使用できないことになります。

④ 記載内容

これらの文書図画は、記載を全体的にみてその一つ一つで選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に政策や政見、候補者の経歴のみを記載したものを掲示することは違反となります。ただし、選挙事務所を表示するための記載内容のあるポスター、立札及び看板の類に、候補者の写真や画像等をはり付けることは差し支えありません。

⑤ 掲示場所

選挙事務所を表示するために「その場所において」使用するものですから、選挙事務所の所在場所に限り掲示することができるので、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

⑥ その他

選挙事務所には、アドバルーンを掲げたり、ネオン・サイン又は電光による表示をつけたりすることはできません。なお、選挙事務所を廃止したときは、その表示のために掲示したポスター、立札、看板及びちょうちんの類は、直ちに撤去しなければなりません。

(6) 選挙当日の制限

選挙事務所は、選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から 300m 以内（直線距離で測る）の区域には設置することはできないことになっています。この 300m 以内にある選挙事務所は、選挙の当日に閉鎖するか、又は選挙の前日までに 300m より外の区域に移転させなければならないことになっていますが、この場合でも選挙事務所異動届の提出が必要です。

なお、選挙の当日も設置しておくことができる選挙事務所には、選挙の当日でも選挙事務所を表示する文書図画を掲示しておくことができますが、投票所の入口から 300m 以内の区域に当たるため閉鎖したときは、選挙事務所を表示するための文書図画は、直ちに撤去しなければならないことになっています。

(7) 選挙事務所の閉鎖

次に掲げるような違法な選挙事務所が設置されているときは、選管は閉鎖命令を出すことになっていますので、直ちに閉鎖してください。

① 選挙事務所を設置できる者以外の者が設置した選挙事務所

② 選挙の当日、投票所を設けた場所の入口から 300m 以内の区域にある選挙事務所

③ 設置できる選挙事務所の数（1 箇所）を超過して設置したと認めるときは、その超過した数の選挙事務所

6. 休憩所等の禁止

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることはできません。

7. 選挙運動を禁止されている人

(1) 選挙事務関係者の選挙運動の禁止

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることができません。また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 公務員の選挙運動の禁止

① 特定公務員の選挙運動の禁止

次に掲げる公務員は、在職中、選挙運動をすることができません。

ア） 選挙管理委員会の委員及び職員、中央選挙管理会の関係者

イ） 裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員及び警察官

ウ） 収税官吏及び徴税の吏員（徴税の吏員とは、知事又は市町村長の委任を受けて徴税事務に従事する府県又は市町村の吏員で、知事又は市町村長は除かれます）

② 一般の公務員の選挙運動の禁止

選挙運動の禁止される①の特定公務員のほか、次の公務員は、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等により政治的行為（選挙運動を含む）をすることが制限されています。

ア） 一般職に属する国家公務員

一般職に属する国家公務員は、国家公務員法第 102 条の規定により政治的行為が制限されていますので、在職中はいかなる地域においても選挙運動をすることができません。

イ） 一般職に属する地方公務員

一般職に属する地方公務員は、地方公務員法第 36 条の規定により政治的行為が制限されていますので、一定の地域内において選挙運動をすることができません。

ウ） 人事委員会及び公平委員会の委員

人事委員会及び公平委員会の委員は、特別職の地方公務員ですが、地方公務員法第 36 条の規定が準用されていますので、在職中は、当該地方公共団体の区域内では選挙運動ができないことになっています。

エ） 教育委員会の教育長及び委員

教育委員会の教育長及び委員は、特別職の地方公務員ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条及び第 12 条で「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」と定められていますので、在職中はいかなる地域においても選挙運動をすることができません。

オ） 公立学校の教育公務員

公立学校の教育公務員は、教育公務員特例法第 18 条の規定によって、その政治的行為の制限については、国家公務員の例によるものとされています。したがって、国家公務員法第 102 条に規定する政治的行為の制限を受けるので、在職中は、いかなる地域においても選挙運動をすることができません。

8. 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

ここにいう「公務員等」とは、国若しくは地方公共団体のすべての公務員（一般職、特別職の別、常勤、非常勤の別を問わない）又は行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員が該当するものです。これらの公務員等がその地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行いうるような影響力又は便益を利用するなど職務上の地位と選挙運動を結びつけることを禁止しています。

これに該当する場合を例示すると次のとおりです。

① 補助金、交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払下げ、契約の締結、事業の実施、許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する公務員等が、地方公共団体、外郭団体、請負業者等の関係団体や関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。

② 公務員等が部下又は職務上の関係のある公務員等に対し、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用して選挙に際して投票を勧誘すること。

③ 官公庁の窓口で住民に接する職員や世論調査等で各戸を訪ねる職員等が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止

公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されていますが、更に候補者若しくは候補者になろうとする者（公職にある者を含む）を推薦したり、支持したり、又は反対する目的で、又は公務員等が候補者として推薦され、支持される目的をもってする次のような選挙運動類似行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされ、禁止されています。

① その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

② その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

③ その地位を利用して、後援団体（法第 199 条の 5 第 1 項に規定する「後援団体」と同じ）を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

④ その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

⑤ 候補者又は候補者になろうとする者（公職にある者を含む）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し出た、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、その申し出た、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

9. 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその教育上の地位に伴う影響力を利用して行う選挙運動で、教育者である立場を利用して直接児童、生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの者の父兄あるいはＰＴＡ等に働きかけることもこれに該当し禁止されています。

10. 年齢満 18 年未満の者の選挙運動の禁止

年齢満 18 年未満の者は、選挙運動をすることができません。また、これらの者を使用して選挙運動をすることも禁止されています。

しかし、年齢満 18 年未満の者であっても、例えば選挙事務所において文書の発送に当たる、湯茶の接待に当たる、物品の運搬に従事するというような単純かつ機械的な労務については、使用することが許されています。

11. 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止

選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪により刑に処せられたため、選挙権及び被選挙権が停止中の者は、選挙運動をすることができません。

12. 戸別訪問の禁止

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができません。更に、いかなる方法であっても選挙運動のために、

① 戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知する行為
② 戸別に特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為

は戸別訪問とみなされています。

13. 署名運動の禁止

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。

14. 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することができません。

15. 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されます。飲食物の提供が禁止されるのは、選挙人に限らずすべての人についてであって、候補者が選挙人等に提供する場合はもちろんのこと、いわゆる陣中見舞として第三者が候補者等に飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く）を提供する場合も禁止されます。

ただし、次に述べるものは提供することが許されています。

(1) 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

① 茶菓の範囲

「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等いわゆる「お茶うけ」程度のものをいうものとされています。酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは、菓子ではないから提供することはできません。また、菓子であっても高価な菓子は、ここにいう菓子には含まれません。

② 提供の相手方

提供することのできる相手方については、原則として制限がありません。選挙運動員、労務者に対してはもちろん、陣中見舞に来た人に提供することも差し支えありません。しかし、あまり多量に提供したり、選挙人に無制限に提供すると買収又は利益供与となることがあるので、注意してください。

③ 実費弁償との関係

選挙運動員に対しては、お茶うけ程度の菓子を提供することができますが、その選挙運動員が外出して茶菓子を飲食した場合は、更に実費弁償として 1 日につき選管が定める額 1,000 円以内の茶菓料を支給することができます。労務者については、茶菓子を提供しても、この額を報酬のうちから差し引く必要はありません。ただし、労務者が外出して茶菓子を飲食しても、実費弁償として茶菓料を支給することはできません。

④ 選挙運動用費用との関係

選挙運動員、労務者または陣中見舞に来た人等に提供した湯茶、菓子の経費は、すべて選挙運動費用に加算しなければなりません。また、陣中見舞として菓子（湯茶に伴い通常用いられる程度のものに限る）等をもらったときは、その時価に相当する額の寄附を受けたことになり、更にこれを飲食に供したときは、その金額だけ支出したものとして計上しなければならないことになっています。

(2) 選挙事務所において食事するために提供する弁当

① 提供する相手方

選挙運動員及び労務者に限って提供できます。したがって、陣中見舞に来た選挙人等には提供できません。

② 提供することができる期間

立候補の届出後から投票日の前日までの間（すなわち選挙運動の期間中）に限られます。したがって、立候補の届出前又は投票日には弁当を提供することができないことになっています。

③ 提供できる弁当の額

選管が定める額の範囲内のものに限られます。したがって、1 食につき 1,500 円以内、1 日につき 4,500 円以内のものに限られます。

④ 提供できる弁当の数

提供できる弁当の数は、候補者 1 人について、1 日 15 人分（45 食分）に告示の日（11 月 10 日）から投票日の前日（11 月 14 日）までの期間の日数（5 日間）を乗じて得た数（3 食×15 人×5 日間＝225 食分）の範囲内に限られます。この弁当の数は、遅れて立候補した者でも同数だけ提供できます。

また、弁当 1 個当たりの額が安価であっても、期間を通じて 225 食分を超える弁当を提供することは許されません。しかし、この範囲内であれば、どのような配分によって提供しても自由であり、要するに 225 食分（ただし、1 人に提供できる弁当の額の制限があります（前記「③　提供できる弁当の額」参照））の範囲内であればよいことになっています。

⑤ 弁当の提供の方法

選挙運動員及び労務者に提供する弁当は、それらの者が選挙事務所で食事するために提供する場合及び選挙事務所以外で食事するため携行する場合に限り、選挙事務所において提供することができます。したがって、選挙運動員や労務者を食堂、飲食店に連れて行って食事（弁当）を提供することはできません。

⑥　弁当の提供と実費費用弁償及び報酬との関係

選挙運動員に弁当を提供した場合は、その者に支給することができる実費弁償（1 日についての弁当料の額）の額から、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額を超えて実費弁償をすることはできません。また、労務者に弁当を提供した場合は、その者に支給することができる報酬の額から、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額を超えて報酬を支給することはできません。

⑦　提供した弁当と選挙運動費用との関係

選挙運動員及び労務者に提供した弁当に要した費用は、すべて選挙運動費用に加算されます。

16. 気勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることができません。

17. 連呼行為の禁止

何人も、個人演説会場及び街頭演説（演説を含む）の場所においてする場合並びに午前 8 時から午後 8 時までの間で選挙運動のために使用することができる自動車又は船舶の上においてする場合を除き、選挙運動のため連呼行為をすることができません。

18. 自動車、船舶及び拡声機の使用制限

(1) 自動車、船舶の使用制限

候補者 1 人について、選挙運動用自動車 1 台か、船舶 1 隻のどちらかに限り、主として選挙運動のために使用することができます。

(2) 選挙運動のために使用することのできる自動車

乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満のもの

(3) 選挙運動のために使用することのできる自動車に乗車できる人員及び乗車定員

選挙運動用自動車に乗車できる人員は、法第 141 条の 2 では、公職の候補者及び運転手（自動車 1 台につき 1 人に限る）を除き、自動車 1 台について 4 人を超えてはならないと制限されており、かつ、これらの者は選管の定める一定の腕章をつけなければならないことになっています。

（注）道路交通法（以下「道交法」という。）第 57 条第 1 項の規定により、乗用自動車の定員外乗車の許可はできないことになっていますので、法では候補者、運転手を含めて 6 人まで乗車することができますが、道交法によりその自動車の自動車検査証に記載された乗車定員を超えることはできません。しかし、貨客兼用車等であって、乗車定員を増やすことのできる余地がある車両については、道路運送車両法第 67 条の規定により、構造等変更検査（乗車定員の変更）の手続をとることができる場合があります。また、貨物自動車については、道交法第 56 条第 2 項の規定により、出発地警察署長が許可したときは、その許可された範囲内の人員を荷台に乗車させることができるとされています。

(4) 選挙運動のために使用する文書図画（ポスター、立札、看板及びちょうちんの類）の自動車への掲

示

① 選挙運動用自動車の屋根又は外周にポスター、看板の類などの文書図画を取り付けて掲示することについては、次のとおりです。

ア） その方法によっては、文書図画の選挙運動用自動車への取付け又は掲示が、「乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載」したことに当たる（道交法第55条第1項）場合があります。したがって、この場合には、道交法第56条第1項の規定による出発地警察署長の許可（以下「設備外積載の許可」という）を受けなければなりません。

イ） 選挙運動用自動車の外周に紙、布又はこれに類する材料を用いて製作した文書図画をはり付け、又は巻き付けるなどの方法で掲示する場合には設備外積載の許可はいりません。

ウ） 写真、ポスターなどを後部ウインドーガラスに貼り付けるなどして後写鏡の効用を失わせるおそれがある場合は、運転者の遵守事項（京都府道路交通規則（以下「府規則」という）第12条）違反となる場合があります。

② 選挙運動用自動車に掲示することができる文書図画の規格と数量

種類	規格	数量
ポスター、立札、看板の類	縦273cm以内×横73cm以内	制限なし
ちょうちん	高さ85cm以内×直径45cm以内	1

なお、設備外積載の許可申請に当たっては、危険防止のため、次の制限があることに注意するとともに、看板などの転落防止、その他の危険防止について必要な処置をとってください。

ア） 高さ

自動車の屋根に看板などを積載した場合の地上からの高さの最高は、次のとおりです。（道交法第57条第1項、同施行令第22条第3号）

車種	地上からの高さの最高
普通自動車	3.8m
小型自動車	
軽自動車	2.5m
二輪自動車	2m

また、法に定められた看板等（縦273cm以内、横73cm以内）は、この高さを超えないよう必ず横向きに積載してください。

イ） 幅

二輪の自動車を除き、車体の幅を超えることは認められません。

ウ） 長さ

自動車の屋根から前方及び後方へ突き出すことは原則として認められません。ただし、前方及び後方に看板を取り付けた場合、やむを得ず若干はみ出すものについては、この限りではありません。

③ 選挙運動用自動車の看板等を電光などにより照明するため灯火を用いる場合において、道路運送車両の保安基準第42条の規定により禁止されている灯火は次のとおりです。

区分	禁止の内容
取付けが禁止されている灯火	○灯光の色が赤色である灯火 ○点滅する灯火又は光度が増減する灯火 ○光度が300カンデラを超える灯火（看板等のみ照明する灯火などの走行中に使用しない灯火を除く。） ○灯火の直射光又は反射光がその自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるもの

部分的に取付けが禁止されている灯火	自動車の前方部分	○自動車の前面ガラスの上方に備え付けた灯光の色が青紫である灯火 ○自動車の前面ガラスの上方に備え付けた灯光の色が速度表示装置の速度表示灯（黄緑色）と紛らわしい灯火
	自動車の後方部分	○後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下に備え付けたもの ○後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火

なお、反射光の色が赤色又は白色である反射器であって、赤色にあっては前方に、白色にあっては後方に表示するものは備えられません。したがって、自動車の前面に掲出する看板などに赤色のテープ等を用いて表示することはできません。

④　選挙運動用自動車に対する通行禁止の特例

府規則第5条の3の規定により、公安委員会が行っている交通規制のうち、通行の禁止又は制限については選挙運動用自動車に対する特例が認められていますが、一方通行及び直進、右折又は左折の禁止については特例が認められていませんので注意してください。

(5)　選挙運動用自動車の駐（停）車禁止の特例

①　公安委員会が指定した駐車禁止場所については、府規則第6条の5の規定により、選挙運動用自動車は特例が認められています。

②　法定の停車及び駐車を禁止する場所（道交法第44条第1項）及び法定の駐車を禁止する場所（道交法第45条）においては、選挙運動用自動車であっても特例は認められていません。

(6)　街頭演説などに伴う道路使用などの許可の免除

街頭演説などで道路を使用する場合においては、所轄警察署長の許可を受けるのが原則ですが、法の規定に基づく選挙運動については、府規則第14条第1項ただし書の規定により許可を受けなくてもよいことになっています。

(7)　シートベルトの装着義務の免除

選挙運動用自動車の運転者及び助手席や後部座席などに乗車する候補者や運動員については、シートベルトの装着義務が免除されています。しかしながら、選挙運動に当たらない用務等については免除されていません。

(8)　拡声機

①　拡声器の数

選挙運動のため常時どこでも使用できる拡声機は、候補者1人について1そろいに限られます。このほか、個人演説会（演説を含む）の開催中、その会場において別に1そろいを使うことができます。同時に2箇所なり3箇所なりで個人演説会を開催するときもそれぞれの会場で1そろいずつ使用できます。

②　拡声機1そろいの意義

通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいいます。しかし、演説会場で1個のマイクに2個程度のスピーカーが設備されている場合であっても、通常の使用方法として必要と認められる限り、拡声機1そろいと考えられます。

なお、テープレコーダーのように肉声以上の音響を発するものは拡声機とみなされます。また、マイク・スピーカー・増幅装置が一体となった電気メガフォン、ハンドマイク等の携帯用のものも拡声機に含まれ、1台で1そろいとなります。

③　拡声機の使用手続

主として選挙運動のために使用する拡声機には、立候補の届出の受付の際に選管が交付する表示板を拡声機の送話口の下部等外部から見やすい場所に、使用中常時掲示して

おかなければなりません。個人演説会や、いわゆる幕間演説の開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

19. 車上の選挙運動の禁止

何人も、選挙運動用自動車の上では、選挙運動をすることができませんが、例外として次の場合に限り許されています。この場合、乗車できるのは候補者及び運転手のほかには、乗車用腕章を着けた 4 人に限られます。

(1) 停止した選挙運動用自動車の上で選挙運動のための演説をすること

例えば、この演説が街頭で行われるときは、街頭演説となり、街頭演説の規制を受けることになります。(「29　街頭演説」(36 ページ)参照)

(2) 選挙運動用自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること

したがって、自動車の走行中は、候補者や乗員用の腕章を着用した者であっても、連呼行為のほかは選挙運動をすることができません。(「17　連呼行為の禁止」(27 ページ)参照)

20. 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために使用する通常葉書（選挙運動用通常葉書）は、候補者 1 人について町長選挙は 2,500 枚、町議会議員選挙は 800 枚頒布することができます。この他は、いかなる文書図画といえども頒布することが禁止されています。なお、この通常葉書は無料とされています。

(1) 葉書入手の方法

選挙運動用官製葉書を入手する方法は、立候補の届出の受付の際に選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を、選挙運動期間中に選管の所在地の郵便物の配達を受け持つ郵便局に提出して、選挙用の表示のある官製葉書の交付を受けてください。

(2) 私製葉書等の使用

(1)の官製葉書を用いず手持ちの官製葉書又は私製葉書を使用するときは、(1)の「候補者用通常葉書使用証明書」とともに選管の所在地の郵便物の配達を受け持つ郵便局に提出してください。郵便局はこれに選挙用の表示をすることになっています。なお、この葉書の購入経費又は、作製経費は候補者自身の負担になります。

(3) 郵便物の発送

(1)及び(2)の選挙用の表示を受けた通常葉書を使用するときは、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に立候補の届出の受付の際に交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出してください。

この葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

(4) 葉書の使用の方法

選挙運動用通常葉書は、候補者自身が使用することはもちろん、第三者に依頼して、その人が推薦文を記載して出しても差し支えなく、また、その記載内容についても他の候補者の選挙運動のために使用することができないほかは、制限がありません。したがって、政見、投票依頼、個人演説会の開催通知等のために使用することもできます。

1 枚の葉書のあて名に数人の選挙人の氏名を記載することは、それが同一世帯内にある選挙人数名の氏名を連記する等、通常の使用方法による場合は差し支えありませんが、隣近所等数人の選挙人に連名で出したり、何々会社御中あるいは何々会社御一同様等と記載し、葉書の内容が回覧、掲示等特別の伝達方法によらなければ選挙人に了知し得ないものであるときは許されません。

また、2 人以上の候補者が連名で 1 枚の葉書を使うことも差し支えありませんが、この場合は、各候補者についてそれぞれ 1 枚として計算されますから注意してください。

(5) 書き損じた場合

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損した場合は、その枚数だけ別の通常葉書を使用することができます。この場合は、書き損じ、又はき損した葉書と引き換えに先に葉書の交付又は表示を受けた郵便局で選挙用である旨の表示を受けなければなりません。なお、このとき提出した書き損じ、又はき損した葉書は、選挙運動の期間中郵便局で保管されることになっています。

(6) 葉書に要する費用

手持ち又は郵便局から無料で交付される官製葉書を使用する場合には、葉書の印刷費と筆耕料などが選挙運動費用に計上されます。私製葉書を使用する場合は、用紙代と印刷費と筆耕料などが選挙運動費用に計上されます。

(7) 譲渡の禁止

候補者が交付を受けた選挙運動用通常葉書を他人に譲渡することは禁止されています。また、候補者を辞した場合等は、返還しなければなりません。（「3　一般的な注意事項④」（16 ページ）参照）

21. 選挙運動用ビラ

(1) ビラの種類、枚数、規格

種類：2 種類以内
枚数：町長選　5,000 枚
　　町議選　1,600 枚
規格：長さ 29.7cm、幅 21cm（A4 判）を超えてはならない。

(2) 届出

あらかじめ頒布しようとするビラの見本を添えて、ビラの種類ごとに選管に届け出なければなりません。

(3) 記載内容等

ビラの記載内容については、制限がないため個人演説会の告知や、政見の宣伝や、直接投票依頼の文言等も記載することができます。ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。また、色、紙質については特に制限はありません。

なお、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、住所（印刷者が法人の場合は法人名とその所在地）が記載されていなければなりません。

(4) 証紙

ビラには、選管の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

(5) 頒布方法

新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られています。

22. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画

候補者のみならず候補者以外の者も、ウェブサイト等を利用する方法（＝インターネット等を利用する方法による選挙運動（以下「インターネット選挙運動」という。）のうち電子メールを利用する方法を除いたもの）により、選挙運動用文書図画を頒布することができます。

＜利用できる具体例＞

- ウェブサイト（いわゆるホームページ）
- ブログ・掲示板
- X（旧 Twitter）、Facebook、LINE、Instagram などの SNS
- 動画共有サービス・動画中継サイト（YouTube、Zoom、TikTok、ニコニコ動画等）

ただし、選挙運動を禁止されている者、すなわち、選挙事務関係者、特定公務員（裁判官、検察官、警察官等）、年齢満 18 年未満の者並びに選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、インターネット選挙運動も禁止されています。（「7　選挙運動を禁止されている人」（23 ページ）、「10　年齢満 18 年未満の者の選挙運動の禁止」（25 ページ）及び「11　選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止」（25 ページ）参照）

また、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画を紙に印刷して頒布することができないほか、法で禁止されている行為（例：事前運動、署名運動及び人気投票の公表等）は、インターネット選挙運動においても禁止されています。

(1) 選挙運動用ウェブサイト等への表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その文書図画に「電子メールアドレス、返信用フォームの URL、X（旧 Twitter）のユーザー名等のその者に直接連絡をする際に必要となる情報」を表示しなければなりません。

(2) 選挙当日の制限

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙の当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、**選挙の当日は更**

新ができません。

(3) 候補者ウェブサイト等のアドレスの届出

候補者は、立候補届出の際に、一のウェブサイト等のアドレスを選管に届け出ることができます。選管は、受け付けたウェブサイト等のアドレスを告示し、選管ホームページへの掲載及び報道機関への提供を行います。

23. 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画

選挙運動用電子メールは、候補者に限り送信することができます。したがって**、候補者以外の第三者による選挙運動用電子メールの送信については禁止**され、候補者等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送することもできません。

また、送信されてきた選挙運動用電子メールを紙に印刷して頒布することもできません。

(1) 送信主体と対象

候補者は選挙運動用電子メールを送信することができますが、候補者であっても、その選挙運動の対象は以下のとおりであり、候補者自身のための選挙運動である場合に限られています。

（凡例：○･･･可能、×･･･不可）

送信主体	選挙運動		
	対 象 （誰のための選挙運動か）	選挙運動用電子メール 送信の可否	備 考
候補者	当該選挙の候補者自身	○	当該候補者のための選挙運動であり可能
	上記以外の者	×	当該候補者のための選挙運動でないため不可

(2) 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛に、送信できることとされています。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
①	あらかじめ、候補者に対して、 ア　選挙運動用電子メールの送信を求めた者 イ　選挙運動用電子メールの送信に同意した者 で、送信先電子メールアドレスを候補者に自ら通知した者のみ	候補者に、選挙運動用電子メール受信者自らが通知した電子メールアドレス
②	候補者の政治活動用電子メール（政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その受信用の電子メールアドレスを候補者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者	政治活動用電子メールの送信先として政治活動用メールマガジン受信者自らが候補者に通知していた電子メールアドレス （選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレスを除く）

(3) 記録の保存義務

候補者は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、それぞれ①又は②に定める事実を証する記録を保存しなければなりません。

① (2)の①に掲げる者に対し送信をする場合

ア） 受信者が電子メールアドレスを候補者に対し自ら通知したこと

イ） 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと

② (2)の②に掲げる者に対し送信をする場合

ア） 受信者が電子メールアドレスを候補者に対し自ら通知したこと

イ） 候補者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

ウ） 候補者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

(4) 電子メールアドレス等の表示義務

候補者が選挙運動用電子メールを送信する場合は、その送信する電子メールに以下の事項を表示しなければなりません。

① 選挙運動用電子メールである旨

② 候補者の氏名

③ 候補者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

④ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

24. 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については、以下のとおり禁止されています。

① 候補者の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告

② ①の禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告

③ 候補者の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

25. 文書図画の掲示

(1) 掲示できる文書図画

選挙運動のために使用する文書図画は、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（個人演説会告知用ポスターを含む）及び次のもののほかは、掲示することができません。

① 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（「5 選挙事務所(5)」(22 ページ) 参照）

② 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（「18 自動車、船舶及び拡声機の使用制限(4)」(27 ページ) 参照）

③ 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者が着用している限り、社会通念上これらと認められる程度のものであれば、数、規格、記載内容には制限がありません。なお、規格については、上記②と同様の制限がありますから注意してください。

④ 個人演説会場において、その開催中使用するポスター、立札、看板、ちょうちんの類及び映写等の類

ポスター、立札及び看板の類は、会場内は数に制限はありませんが、会場外は各会場を通じて 2 以内に限られ、ちょうちんは会場内又は会場外に 1 個しか掲示できません。また、演説会の開催中は、その会場内においては映写等の類を掲示することができます。なお、会場外に掲示するポスター、立札及び看板の類の規格については、上記②と同様の制限がありますから注意してください。また、その表面に掲示責任者の住所、氏名を記載してください。（「4 個人演説会」(40 ページ) 参照）

(2) 掲示できない文書図画

選挙運動のため、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示することは禁止されています（個人演説会の開催中、その会場内において掲示する映写等の類を除く）。

また、選挙運動のために使用する回覧板、その他の文書図画又は看板（プラカードを含む）の類を、多数の者に回覧することも禁止されています。

(3) 文書図画の撤去義務

選挙事務所を廃止したとき、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、若しくは演説会が終了したときは、これらのために掲示したポスター、立札、看板、ちょうちん及び映写等の類は、直ちに撤去しなければなりません。

26. 文書図画の頒布又は掲示の脱法行為の禁止

選挙運動期間中は、「20　選挙運動用通常葉書」（31 ページ）、「21　選挙運動用ビラ」（32 ページ）、「22　ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画」（32 ページ）、「23　電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画」（33 ページ）及び「25　文書図画の掲示」（34 ページ）の項に記載の文書図画以外を頒布（文書図画を記録した DVD や USB メモリ等の頒布を含む）し、又は掲示することができません。

(1) 禁止を免れる行為

何人も、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。

(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状（新聞広告を含む）を選挙区内に頒布したり、掲示したりすることは脱法文書とみなされて、**選挙運動の目的の有無にかかわらず**処罰されますから十分注意してください。

類似するあいさつ状としては、転任あいさつ状、退任あいさつ状はもとより開店あいさつ状のように社会通念としてごく通常と考えられるものも含まれます。

27. 文書図画に記載・表示されているバーコード、QR コード等

文書図画にバーコードその他これに類する符号（QR コード等）が記載・表示されている場合における法の適用については、後述の法定記載事項を除き、その読取り後の表示事項が当該文書図画に記載・表示されているものとされます。

したがって、当該バーコード、QR コード等の読取り後の表示事項に選挙運動性があれば、その文書図画自体が選挙運動用文書図画となります。

なお、バーコード、QR コード等の読取り後の表示事項が、法上、文書図画に記載すべきこととされている事項（法定記載事項）であるときは、法の適用については、その読取り後の表示事項は当該文書図画に記載・表示されていないものとされていますので**法定記載事項をバーコード、QR コード等により文書図画に記載・表示することは認められていません**。

28. 新聞広告

(1) 新聞広告の掲載

候補者は、希望するいずれか一つの新聞に、次により新聞広告をすることができます。

① 回数

2回

※同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。

② 期間

選挙運動の期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日までの間）

③ 寸法等

横　9．6cm以内　　縦　2段組以内

記事下、黒色刷に限ります。

④ 内容

ア） 特に制限はありませんが、同時に行われる他の選挙の候補者の選挙運動のために使用することはできません。

イ） 通称の使用を認定された候補者は、認定された通称以外の氏名は使用できません。

⑤ 料金

有料

この広告を掲載された新聞は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法（定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙については、有償でする場合に限る）で頒布でき、また選管の指定する場所（新聞紙を販売する者が新聞紙を掲示することを常例としている場所）に限り掲示することができます。この新聞広告は、選挙運動期間中に限定されていますから、投票日の当日（11月15日）、購読者に到達するような新聞広告の掲載が行われないよう注意してください。

⑥ 新聞広告･掲載の手続

新聞広告は、候補者でないと掲載することができません。掲載しようとする候補者は、立候補の届出の受付の際に選管が交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社に提出して申込みをしてください。

29. 街頭演説

(1) 街頭演説の方法

① 演説者がその場所にとどまっていること

街頭演説は、候補者はもとより第三者が候補者のために演説することも自由ですが、演説者がその場所にとどまり、標旗を掲げて行わなければなりません。したがって、道路を歩きながらする演説や、走行する自動車や自転車等の上からする演説、すなわち「流し演説」は禁止されますが、とどまって標旗の下でする場合は、選挙運動用自動車の車上であっても路上であっても差し支えありません。

なお、第三者が演説を行う場合は、候補者はその場所に現存する必要はありません。

② 標旗を掲げていること

街頭演説を行う場合には、選管から立候補の届出の受付の際交付を受けた標旗を掲げていなければなりません。

③ 街頭演説に従事する運動員

街頭演説において、選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人（候補者及び選挙運動用自動車の運転手1人を除く）を超えてはなりません。

④　腕章の着用

街頭演説に従事する者は、候補者及び運転手を除き、選管から立候補の届出の受付の際に交付を受けた乗員用の腕章(4 枚)又は街頭演説用の腕章（11 枚）を着用しなければなりません。

⑤　録音盤の使用

街頭演説では、録音盤を使用して演説することができます。この場合、録音盤を操作している者は、街頭演説に従事する者の数に加えられますが、録音盤の吹込者（不在の演説者）は、その数に含まれません。

また、録音盤を使用する際に、拡声機を用いる場合は、表示板を付けた拡声機でなければなりませんから注意してください。

⑥　街頭演説での文書図画の使用禁止

街頭演説をする場所では、選挙運動用ビラを頒布することは出来ますが、ポスター、立札、看板及びちょうちんの類は、一切使用できません。しかし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けてあるポスター、立札、看板及びちょうちんの類は、そのままで差し支えありません。

⑦　街頭演説での連呼

街頭演説をする場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは差し支えありません。

(2)　街頭演説の制限

街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り行うことができます。なお、街頭演説を行う者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するとともに、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならないことになっています。

30. 個々面接、電話による選挙運動及び幕間演説

(1)　個々面接

個々面接とは、単に社交的儀礼の範囲に属するあいさつ行為で、街頭あるいはバス、電車の中で、たまたま知人等に会ったときに、その機会を利用して選挙運動をすることをいうものです。したがって、候補者や選挙運動員等が選挙人の住所や事務所等に出向いて投票依頼等を行う戸別訪問とは区別されており、戸別訪問に該当しない限度でなされる限り禁止されていません。

(2)　電話による選挙運動

電話による選挙運動は、法律上制限されていないので自由です。

なお、候補者、総括主宰者、出納責任者等選挙運動の重要な地位を占める人達から計画的に電話による選挙運動を指令されたような場合は、電話料等の費用は、選挙運動費用に算入しなければならないことに注意してください。

(3)　個々面接、電話による選挙運動の制限

個々面接、電話による選挙運動は、自由に行うことができますが、選挙運動を禁止されている者又は選挙運動のできる期間以外（立候補の届出の前又は投票日当日）に行うことは違反となりますから注意してください。

(4)　幕間演説

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社等の休憩時間にそこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説（いわゆる幕間演説）をすることは、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会と異なり、また街頭演説ともならないので自由に行えることとされています。

なお、幕間演説についても、他の選挙の投票日には、法第 165 条の 2 の規定により、一定時間、一定の地域内において演説を行うことはできません。

31. 選挙運動放送の制限

何人も、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む）を使用して選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることができません。

32. 特定の建物及び施設における演説等の禁止

何人も、次に掲げる建物又は施設においては、①に掲げる建物において公営施設使用の個人演説会を開催する場合以外は、いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができません。

① 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く）
② 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動に使用する船舶を除く）及び停車場その他鉄道地内
③ 病院、診療所その他の療養施設

33. 選挙期日後のあいさつ行為の禁止

何人も、選挙期日（無投票当選の場合は無投票の旨の告示の日）後において、当選又は落選に関して選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることは禁止されていますから注意してください。

なお、法第 152 条により、あいさつを目的とする有料広告は選挙運動期間に関係なく常時禁止されています。

① 選挙人に対して戸別訪問をすること
② 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること
③ 新聞紙又は雑誌を利用すること
④ 放送設備を利用して放送すること
⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること
⑥ 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすること
⑦ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと

第7　選挙公営に関する事項

1.　選挙運動用自動車の公営

供託物を没収されない限り一定額を限度として、公費負担で選挙運動用自動車を使用することができます。

詳細については、別冊「選挙公営の手引き」を参照してください。

2.　選挙運動用文書図画の作成の公営

供託物を没収されない限り一定額を限度として、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターを作成することができます。

詳細については、別冊「選挙公営の手引き」を参照してください。

3.　ポスター掲示場

選挙運動用ポスターは、選管が設置するポスター掲示場に 1 箇所について 1 枚に限って掲示することができ、その他の場所には法に規定する一定のものを除き、一切掲示することができません。したがって、電柱、個人の家、塀等に掲示することはすべて禁止されています。

(1)　ポスター掲示場の区画等

選管が設置するポスター掲示場の区画には、立候補の届出が受理された後、選挙運動用ポスター（**長さ 42cm 以内、幅 40cm 以内**）を 1 枚掲示することができますが、次の事項に注意してください。

① 文字及び人物の影像の位置は、規格（42cm×40cm）内において自由です。

② 掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地）を必ず記載してください。

(2)　ポスターの掲示箇所

ポスター掲示場に候補者がポスターを掲示する場合は、立候補の届出が受理された順位の番号と同一の番号を表示した区画に掲示しなければならないことになっていますので、誤りのないように特に注意してください。

(3)　ポスターの記載内容

選挙運動用ポスターの記載内容については制限がなく、政策の宣伝や直接投票を依頼するためなどに使用することができますが、公職の候補者は、その責任を自覚し、他者若しくは他の政党その他政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないとされています。また、虚偽事項など法令等の規定に触れるようなことは記載できません。

4. 個人演説会

個人演説会は、候補者の政見の発表や有権者に対する投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会ですが、この個人演説会には、公営施設を使用して開催する個人演説会と、それ以外の施設を使用して開催する個人演説会があります。

この両者で相違する点は、①公営施設を使用する場合は、選管に開催すべき日の前2日までに開催の申出をしなければなりませんが、②その他の施設を使用するときは、その施設の管理者と交渉してその承諾を得れば自由に開催できることです。

ただし、公営施設以外の国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物では、選挙運動のための演説はできないことになっていますので、個人演説会を開催することはできません。（「32　特定の建物及び施設における演説等の禁止」（38ページ）参照）

公営施設使用の個人演説会の開催手続は、次のとおりです。

(1) 公営施設の範囲等

使用できる施設は、当該選挙が行われる区域内の学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び選管が指定する施設です。これらの施設については、その管理者において演説会の開催に必要な設備（照明設備、演壇、聴衆席等）をすることになっており、また、その施設の使用については候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料です。したがって、2回目からは、あらかじめ費用（使用料）を納付しなければ使用することはできません。

なお、これらの施設を使用する時間は、1回について5時間を超えることができません。

(2) 公営施設使用の手続

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日の前2日（受付時間は、午前8時30分～午後5時）までに、選管に個人演説会開催申出書により申し出なければなりません。また、同一の施設については、同時に2以上の個人演説会の開催の申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間において、新たな申出をすることはできません。

(3) 使用申出の撤回

演説会を開催すべき日の前2日までに、これを使用しない旨申し出た場合に限り、その使用の申出はなかったものとなります。したがって、その後、更に同一施設を使用して演説会を開催しようとする申出をする場合は、開催日の前2日までのときは自由に使用の申出をすることができます。

なお、演説会の開催日の前日又は当日に使用しない旨を申し出た場合は受理されますが、その施設を使用した取扱いになります。

(4) 個人演説会の演説者

個人演説会における演説者については何らの制限もありません。したがって、候補者本人はもとより、満18歳未満等の特定の者を除き、候補者以外の者でも演説することができます。また、テープレコーダー等の録音装置を使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることも差し支えありません。

(5) 他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、個人演説会のほかは、いかなる名目によっても開催することができません。したがって、第三者（新聞社、青年団、婦人会等）が主催して合同演説会を開催することもできません。

5. 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等を選挙人に知らせるために発行されるもので、候補者から提出があった掲載文を選管が印刷し、配布することになっています。

(1) 掲載文の申請

① 掲載文の掲載申請は、告示の日（11 月 10 日）午後 5 時までに選管に対して行ってください。**この日時経過後においては、申請があっても、一切受理できないことになっています。**

② 掲載文の掲載申請は、候補者が紙申請（現物）又は電子申請（電子データ）のいずれかの方法で提出してください。

ア） 紙申請の場合

1） 選挙公報掲載申請書　1 通
2） 選挙公報掲載文　2 通（正・副各 1 通）
3） 掲載写真　2 枚（正・副各 1 枚）
（ライカ板　横 2.5 ㎝×縦 3.0 ㎝　上半身のもの）

イ） 電子申請の場合

1） 選挙公報掲載申請書　1 通（書面による提出）
2） 選挙公報掲載文を記録した電子データ　1 式
※ 電子データ形式は、体裁が崩れることを防ぐため、**アウトライン化された** PDF ファイル（規格：PDF/X-1a）としてください。ファイルタイトルは、「○○_選挙公報原稿.pdf」（○○は候補者氏名）としてください。
3） 掲載写真を記録した電子データ　1 式
※ 電子データの形式は、TIFF 又は JPEG としてください。ファイルタイトルは、「○○_掲載写真.tif（又は.jpeg)」（○○は候補者氏名）としてください。
※ 写真のサイズは、拡大、縮小等せず印刷した際に横 2.5 ㎝×縦 3.0 ㎝で印刷されるものとします。
※ 表面に候補者氏名を記載した CD-ROM(CD-R)に 2)と 3)の電子データを保存し、1)の申請書を添えて文書により提出してください。**提出する CD-ROM（CD-R）は各候補者でご準備ください。**なお、提出された CD-ROM（CD-R）は、返還できませんのでご承知ください。

③ 掲載文は、選管が交付した原稿用紙（もしくは電子入稿用原稿）によって作成したものでなければなりません。

④ 掲載申請のあった掲載文等（電子データ含む）は、掲載文の撤回及び修正を除き、事由のいかんにかかわらず返還しないことになっています。

(2) 掲載文の撤回、修正

① いったん提出した掲載文（写真を含む）を撤回（修正）しようとするときは、告示の日（11 月 10 日）午後 5 時までに撤回（修正）の申請をしなければなりません。この日時経過後においては、申請があっても、一切受理できないことになっています。

② 掲載文（写真を含む）の撤回（修正）の申請は、候補者又はその代理人が次の書類を提出して行ってください。

ア） 紙申請の場合

1） 選挙公報掲載文撤回（修正）申請書　1 通
2） 選挙公報掲載文（写真を含む）（修正したもの）　2 通(枚)(正・副各 1 通)

イ） 電子申請の場合

1） 選挙公報掲載文撤回（修正）申請書　1 通（書面による提出）
2） 選挙公報掲載文を記録した電子データ（修正したもの）　1 式
3） 掲載写真を記録した電子データ（修正したもの）　1 式
※ 修正したファイルのタイトルは、「○○_選挙公報原稿【×月×日修正】.pdf」（○○は候補者氏名）等としてください。

(3) 掲載順序

① 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、告示の日（11 月 10 日）午後 5 時から町選管が告示した場所において行います。

② 候補者又はその代理人は、くじに立ち会う旨の申出をしたときは、このくじに立ち会うことができます。

③ このくじに立ち会う候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに選管に申し出てください。

④ このくじの開始時刻までにくじに立ち会う旨の申出をしなかったとき、又は立ち会う旨の申出をした者が到着しないときは、町選管の書記を立ち会わせてくじを行います。

(4) 掲載文の記載事項

① 共通事項

ア） 掲載文は、提出された原稿を黒色で印刷します。

イ） 掲載文は、枠外に書いても掲載できませんから注意してください（原稿用紙の「写真欄」内には記載しないでください)。

ウ） 氏名は候補者の本名（戸籍名）（**選挙長の認定を受けた通称のある場合は必ずその通称**）を使用してください。

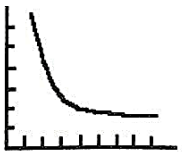
エ） 原稿用紙の枠いっぱいに記載しないで、天地左右に少しアキをとると体裁がよくなり見やすくなります。

オ） 掲載文の字数に制限はありません。

カ） 掲載文は、通常使用する漢字（氏名以外は、原則として常用漢字を使用してください)、カタカナ、ひらがな、数字、アルファベットその他の文字、符号、記号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載してください。

キ） 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類は使用できますが、**写真は使用できません。**

使用できる図及び
イラストレーションの類の例



※ 図



※ イラスト

ク） 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合には、それらの部分に係る面積の合計は、原稿用紙に掲載することができる面積のおおむね 2 分の 1 を超えてはなりなせん。

ケ） 町選管は、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該箇所の訂正をしていただくことがあります。

コ） 法上の問題点等は町選管で確認し、当該箇所を訂正していただくことがありますが、誤字・脱字については町選管で訂正を行いませんのでご注意ください。

② 紙申請

ア） 原稿用紙は、町選管の交付した原稿用紙のほかは使用することができません。
（原稿用紙は候補者一人につき 4 枚交付します。なお、提出は 2 枚です。）

イ） 掲載文は、原稿用紙の記載欄に黒色で、明確に書いてください。

ウ） 掲載文は、活字(タイプライターによる場合も含みます)、ペン等で記載し、濃い黒インク等を用いてください（写真製版したときに、原稿に濃淡、凹凸等がある場合は、見にくくなることがあります)。また、青インクその他黒色以外の色素を用いないようにしてください。このほか写植による印画紙をはり付けてもかまいません。

エ） 原稿用紙は、指紋等を付着させるなど、汚さないようにしてください。また、原稿用紙は折り曲げないで提出してください。これらは、すべて写真製版したときに「汚れ」として出ますから十分注意してください。

オ） 原稿の内容は正と副は同じものにしてください。内容や字体等が正と副に相違がある

と事務処理上支障をきたしますので、特に一字一字注意してください。なお、選管では正・副の内容に相違があるときは、正の方の原稿で印刷します。

カ） 原稿用紙を汚損したため再交付を求めるときは、選管に申し出てください。

③ 電子申請

ア） 選挙公報掲載文は、選管が提供する原稿用紙（電子データ入稿用）を利用し、作成してください。

イ） 掲載文及び写真は、グレースケール又はモノクロ 2 階調で記録してください。なお、画像解像度は、グレースケールの場合は350dpi以上、モノクロ2階調の場合は1200dpi程度を推奨します。

ウ） 選挙公報掲載文を提出する際の形式は、可能な限りアウトライン化されたPDFファイル（規格：PDF/x-1a）としてください。

6. 氏名等の掲示

選管は、選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日までは、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち、選管の委員長が管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、また、選挙の当日は、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、候補者の氏名及び党派別の掲示を行います。

この氏名等の掲載順序は、選管がくじで定めますが、このくじには候補者又はその代理人が立ち会うことができます。このくじの日時及び場所は、選管があらかじめ告示します。

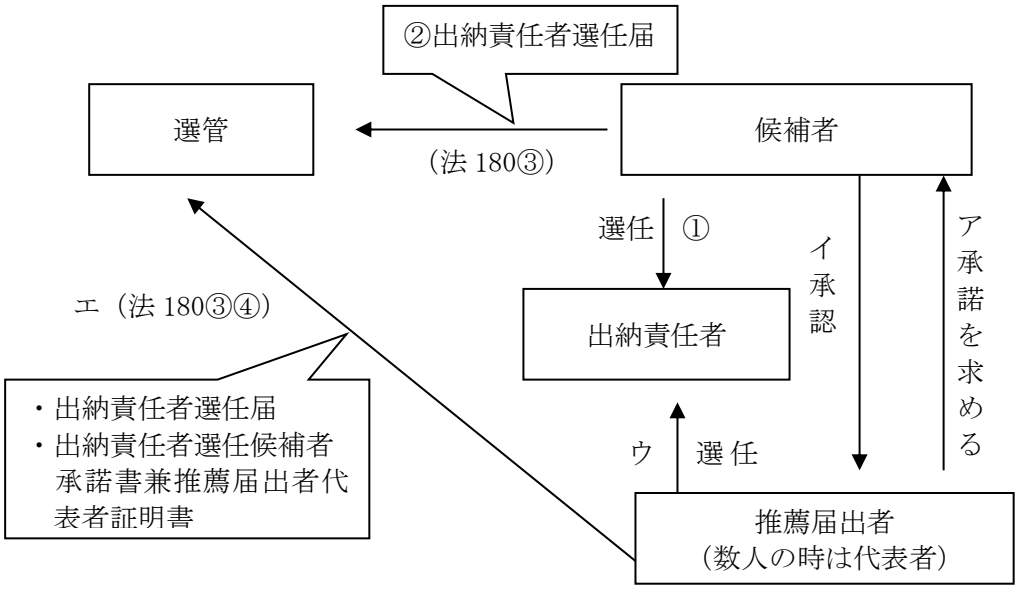
第8　選挙運動に関する収入及び支出

1.　出納責任者等の選任の手続等

(1)　出納責任者の選任

出納責任者は、一般的には、①候補者が選任しますが、②候補者が自ら出納責任者となったり、③推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任したり、④候補者の承諾を得て推薦届出者が自ら出納責任者となることができます。

出納責任者を選任したときは、選任者は直ちに出納責任者選任届（2 通）を選管に提出してください（異動届等も同様です）。



なお、出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに、これに署名又は記名押印しなければなりません。

（出納責任者選任届）

出 納 責 任 者 選 任 届

出納責任者	氏　　名	
	生 年 月 日	
	住　　所	電話番号
	職　　業	
	選任年月日	令和　　年　　月　　日
候補者氏名		

令和　　年　　月　日執行の選挙における出納責任者を、上記のとおり選任しましたから、届出をします。

令和　　年　　月　　日

伊根町選挙管理委員会
委員長　　様

候補者（推薦届出者）

住　所

備考　1　この届出は、２部提出して下さい。
2　推薦届出者が出納責任者を選任したときは、次の書類を添付して下さい。
（1）出納責任者を選任することについての候補者の承諾を得たことを証する書面
（2）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
3　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
4　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(2) 出納責任者の職務代行者の届出

①出納責任者が欠けたとき、②出納責任者に事故があるときは、次の表に掲げる者が職務代行者となることになっています。

出納責任者		職務代行者	備　考
①候補者の場合		（欠けたとき）不必要 （事故があるとき）→	新たな出納責任者の選任
②推薦届出者の場合		候補者	
③上記以外の場合	候補者による選任	候補者	
	推薦届出者による選任	推薦届出者	推薦届出者に事故等があるときは、第2次的代行者は候補者となる。

出納責任者が欠けたときは新たに出納責任者を選任し、また事故があるときは解任して新たな出納責任者を選任し、あるいは候補者又は推薦届出者が自ら出納責任者となることを妨げるものではありませんが、新たに選任又は就任、あるいは出納責任者の事故の回復までの間において、職務代行者によりその職務を代行することが認められています。

（注）

①　「欠けたとき」とは

本人の死亡、解任又は辞任をした場合のことです。

②　「事故があるとき」とは

職務をとることができない程度の重患、長期の行方不明、相当長期の旅行等の場合をいいます。

出納責任者の職務代行者は、(1)の選任届の例により、職務代行の旨の届（2通）を提出しなければなりませんが、この届出書には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは併せてその氏名）、事故又は欠けたことの事実、その職務代行を始めた年月日を記載してください。

なお、この職務代行者が職務の代行をやめたときは、次の表に掲げる届出の書類を提出してください。

職務代行をやめる事由	届出の書類
①　出納責任者の事故が回復したため職務代行の必要がなくなったとき	○　職務代行をやめた事由及び年月日を記載した文書
②　新たに出納責任者を選任（就任）したため職務代行の必要がなくなったとき	○　同上 ○　異動届
③　職務代行者たる推薦届出者に事故が生じ、又はその者が欠けたため候補者が職務代行することとなったとき	○　候補者の職務代行届に推薦届出者が職務代行をやめた事由及び年月日を記載

(3) 出納責任者の異動

出納責任者の死亡、解任、辞任に伴い後任の出納責任者の選任又は就任（候補者又は推薦届出者が自ら出納責任者となる場合を含む）があったときは、選任者が直ちに出納責任者異動届（2通）を提出してください。

また、この届出書には、異動事由が解任（辞任）によるときは、その通知のあったことを証明する書面（通知の写し）を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合には、併せてその解任について候補者の承諾のあったことを証明する書面を添付してください。

（出納責任者異動届）

出納責任者異動届

1　出納責任者

区　分	新	旧
住　　所		
（ふりがな） 氏　　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
職　　業		
電話番号	（　　）　　－	（　　）　　－

2　異動年月日

辞任・解任の別	同左の年月日	後任者選任年月日
	年　　月　　日	年　　月　　日

3　候補者氏名

令和　　年　　月　　日執行の　　選挙における候補者の出納責任者を上記のとおり異動しましたから届出をします。

令和　　年　月　日

伊根町選挙管理委員会委員長　　様

候補者（推薦届出者）

備考１　この届出は、２部提出して下さい。
２　出納責任者の解任又は辞任による異動については、候補者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面（文書による通知の写し）を添付して下さい。
３　推薦届出者が出納責任者を解任し、又は後任者を選任したときは、次の書類を添付して下さい。
（１）出納責任者を解任し、又は後任者を選任することについての候補者の承諾を得たことを証する書面
（２）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
５　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

なお、立候補の届出以後は、出納責任者の選任又は異動の届出若しくは職務代行者の届出がされた後でなければ、出納責任者（職務代行者）は選挙運動のために、寄附を受け又は支出をすることができませんので、十分注意してください（法第 184 条）。

これらの届出を郵便で差し出すときは、法第 183 条の 2 の規定により、引受時刻証明の取扱いで託した場合には当該時刻に届出があったものとみなされます。

2.　選挙運動に関する寄附の制限

選挙運動に関する寄附とは、選挙運動に関してなされる金銭、物品その他の財産上の利益

の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいい、一般に陣中見舞といわれるものはこの寄附に当たります。また、陣中見舞として候補者に飲食物を提供することは、原則として禁止されています（「15　飲食物の提供の禁止」（25 ページ）参照）。

選挙運動に関する寄附として受けることのできる総額には制限はありませんが、個々の寄附については公職選挙法及び政治資金規正法による制限を受けることとなります。

なお、政治資金規正法により、企業、労働組合その他の団体は、政党及び政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対して政治活動（選挙運動を含む）に関する寄附ができないことになっていますので注意してください。

3.　選挙運動に関する支出金額の制限

選挙運動に関する支出の金額は、候補者 1 人について、一定の方式により算出した額を超えることができません。この算出された額のことを一般に法定制限額といいます。選挙運動費用法定制限額は以下数式によって算出されます。

今回の選挙における法定制限額は、選挙期日の告示の日に選管が告示することになっています。

①　町長選挙

（人数割×告示の日における伊根町の選挙人名簿登録者総数）+固定額

②　町議選挙

$$\left(\text{人数割} \times \frac{\text{告示の日における伊根町の選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員の定数}}\right) + \text{固定額}$$

4.　選挙運動費用と会計帳簿の備付け等

選挙の公正を確保しようとする趣旨から、出納責任者は、会計帳簿を備え付け、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければならないことになっています。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額を記載してください。

5.　会計帳簿の様式と記載要領

(1)　収入簿

月日	金額又は見積額	種　別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備　考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○．○	20,000 円	寄附	京都府○郡○町○番地	甲野一郎	無職	1 日 10,000 円 2 日分	労務提供の約束は○/○、○/○に履行
〃	200,000 円	〃	東京都○郡○町○番地	○○党本部			
〃	200,000 円	その他の収入					自己資金
○．○	15,000 円	寄附	京都府○郡○町○番地	甲野二郎	農業	1 日 5,000 円 3 日分	選挙事務所提供の約束は○/○～○/○に履行
合計	435,000 円						

参考	【公費負担相当額】 ビラ 5,000 円、ポスター83,000 円 計 88,000 円

（記載要領）

①　この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載してください。

②　寄附、その他の収入の区分による所要事項の記載欄は、次のとおりです。

区分		所要事項記載欄
寄附	金銭の場合	「月日」「金額」「種別」「寄附をした者」
	金銭以外の場合	「月日」「見積額」「種別」「寄附をした者」「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」
その他の収入	金銭の場合	「月日」「金額」「種別」
	金銭以外の場合	「月日」「見積額」「種別」「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」

③　「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には、員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

④　寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

⑤　「種別」欄には、寄附とその他の収入との区別を明確に記載してください。

⑥　以上のほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(2) 支出簿

（人件費）

月　日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備　考
	金銭支出	金銭以外の支出	合　計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○．○	円 —	円 20,000	円 20,000	労務者日当	京都府○郡 ○町○番地	甲野一郎	無職	1日 10,000円 2日分	出納責任者	労務提供の約束は○/○、 ○/○履行
〃	50,000	—	50,000	事務員報酬	東京都○郡 ○町○番地	甲野二郎	学生			1日 10,000円 5日分 ○/○支払
合　計	50,000	20,000	70,000							

（記載要領）

① この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載してください。

② この帳簿には、ア．立候補準備のために支出した費用　イ．選挙運動のために支出した費用の２科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記してください。

③ この帳簿の各科目には、ア．人件費　イ．家屋費（選挙事務所費と集合会場費等に区別する。）ウ．通信費　エ．交通費　オ．印刷費　カ．広告費　キ．文具費　ク．食糧費　ケ．休泊費　コ．雑費の費目を設けて、費目ごとに記載してください。

④ 金銭を支出したときは、「金額又は見積額」欄中の「金銭支出」及び「合計」欄並びに「月日」、「支出の目的」、「支出を受けた者」、「支出をした者の別」の各欄に所要の事項を記載してください。

⑤ 財産上の義務を負担し、又は建物、自動車、船、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金額又は見積額」欄中の「金銭以外の支出」及び「合計」欄並びに「月日」、「支出の目的」、「支出を受けた者」、「金銭以外の支出の見積の根拠」、「支出をした者の別」の各欄に所要の事項を記載してください。

⑥ 「支出の目的」欄には、支出の目的（報酬、日当、事務所借上料等）、員数等を記載してください。

⑦ 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。

⑧ 以上のほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

6. 収支報告書の作成要領

収支報告書は、立候補予定者説明会の際に選管が交付する「選挙運動費用収支報告書」の用紙に会計帳簿に記載されている内容を転記すればよいわけですが、次の記載上の注意事項及び別添の「選挙運動費用収支報告書記載例」を参考にして作成してください。

7. 記載上の注意事項

(1) 収入の部

① 「収入」とは

ア） 金銭、物品その他の財産上の利益の収受

イ） 金銭、物品その他の財産上の利益の収受の承諾

ウ） 金銭、物品その他の財産上の利益の収受の約束

をいい、通常の「収入」という言葉の意味より広い意味ですので、注意してください。

（注）

収入となるのは、必ずしも有体物に限っていませんから、電気、ガス、水道等を無料で使用したとき、債務の免除、金銭や物品の貸与、労務の無償提供等も財産上の利益となります。なお、供託物が没収されなかった候補者についての選挙運動用自動車の使用費並びに選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成費の公費負担分は、伊根町が直接契約業者等に支払いますので、収入には計上しないでください（ただし、収支報告書の参考欄に記載してください。また、この参考欄には、その他の参考となる事項を記載することができます）。

② 「種別」欄には

「寄附」又は「その他の収入」に区分し、「寄附」は、金銭及び金銭以外の寄附（例えば、労務の無償提供、選挙事務所の無償提供等）のすべてを、「その他の収入」は、候補者の自己資金及び借入金等寄附以外のものすべてを記載してください。

③ 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には

金銭以外の収入（例えば、労務の無償提供、選挙事務所の無償提供等についての見積額）の根拠を記載してください。

④ 「備考」欄には

金銭以外の寄附について、その品目、数量等を記載してください。

⑤ 1 件 10,000 円を越えるものについては各件ごとに記載してください。

1 件 10,000 円以下の収入については 1 件ごとに記載する必要はなく、その種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記載してください。なお、寄附については、1 件 10,000 円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。

⑥ 選挙運動に関するものであれば、選挙期日の告示の前後を問わず、月日を追って記載してください。

⑦ 「参考」の欄には

公費負担がある場合、公費負担相当額を記載してください。

(2) 支出の部

① 「支出」とは

ア） 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付

イ） 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束

をいい、「収入」の場合と同様に通常用いられる言葉より広い意味ですので、注意してください。

選挙運動に関するものであれば、選挙期日の告示の前後を問わず、次の費目順に各費目ごとに月日を追って記載し、各費目の小計を記載してください。

② 支出費目

ア） 人件費

労務者、選挙運動のために使用した事務員及び専ら法第 141 条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（いわゆる車上運動員）に対する報酬のことです。これらの人に対して支給した交通費、食糧費等は、それぞれ支出費目の交通費、食糧費等であって、人件費には含まれません。

（注）

<table>
<tr><td>候補者</td><td colspan="3">自己の選挙であるから人件費に含まれません。</td></tr>
<tr><td>運動員</td><td colspan="3">実費弁償（交通費、宿泊料、弁当料、茶菓料）に限って支給されるので、人件費に含まれません。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事務員等</td><td rowspan="2">報酬（基本日額）</td><td>事務員</td><td>1 日 10,000 円以内</td></tr>
<tr><td>車上運動員</td><td>1 日 15,000 円以内</td></tr>
<tr><td>期間</td><td colspan="2">届出の日から選挙期日の前日まで</td></tr>
</table>

	1日あたりの人数	町長選挙	1日9人以内
		町議会議員選挙	1日7人以内
	期間を通じた異なる者の使用人数	町長選挙	45人まで
		町議会議員選挙	35人まで
	※事務員等を使用する前にあらかじめ選管へ届けなければなりません。また、事務員等には超過勤務手当を支給することはできません。		
労務者	報酬（基本日額）	1日10,000円以内	
	超過勤務手当	1日5,000円以内。 ただし、基本日額の5割以内。	

イ） 家屋費

選挙事務所費と集合会場費等とに区分してください。

選挙事務所費は、事務所自体と机など備品の借上料及び電話架設費用等

集合会場費等は、備品の借上げを含んだ個人演説会場の借上料等

（注）

候補者の自宅を選挙事務所にした場合は、その借上料はこの費用に含まれません。

ウ） 通信費

電話の借上料及び電話料、事務所連絡用の郵便料及び電報料等（選挙運動用通常葉書についての郵送料は無料となりますので、通信費には含まれません。）

（注）

NTT（株）では臨時電話を架設する際、電話架設費のほかに、電話1本につき保証金を徴収し、期間終了後直ちに全額返還する取扱いをしていますが、この場合は、その保証金は選挙運動に要した支出として会計帳簿に記載する必要はありません。

なお、この保証金返還の際、通信料、基本料等が精算される場合がありますが、このときは、通信料、基本料等を通信費に計上しなければならないので注意してください。

エ） 交通費

事務連絡用等のタクシー代、選挙運動員、事務員、労務者等に対して実費弁償した交通費等

（注）

1） 運動員等が友人等の好意により無料で自動車に乗せてもらった場合には、時価に見積った額を寄附及び支出として収支の中に計上しなければなりません。

2） 候補者の交通費は、選挙運動の費用には算入されませんので、候補者と運動員がタクシーを利用したような場合は、運動員は便乗したものと解されますので、費用に算入する必要はありません。

3） 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（例えば、借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊料及び食事料）は、選挙運動のための支出とみなされませんから、ここに記載する必要はありません。なお、拡声機又は看板が選挙運動用自動車に備え付けられている場合にあっては、当該拡声機又は看板を使用するために要した支出は広告費に記載する必要があります。

オ） 印刷費

選挙運動のために使用するビラ、ポスター及び葉書の印刷費等

（注）

供託物が没収されなかった候補者は、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの印刷費は一定額公費負担されますが、支出として計上してください。また、収支報告書末尾の「支出のうち公費負担相当額」欄にも記載してください。

カ） 広告費
　新聞広告費、選挙事務所及び選挙運動用自動車等に掲示する立札、看板、ちょうちん等の作成費、拡声機の借上料等
キ） 文具費
　紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した文房具費等
ク） 食糧費
　湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要する経費、法律で認められた運動員、労務者に対し選挙事務所において提供する弁当に要する経費、実費弁償として支給した茶菓料及び弁当料等
ケ） 休泊費
　休憩及び宿泊に要した費用等
コ） 雑費
　ア)～ケ)以外の諸費で、ガス、水道、電気代等の光熱水費及び各種の振込手数料等

このほか、例えば、看板類を作成する場合、業者に請け負わせたときは広告費に入りますが、労務者を雇い材料を提供して作成したときは、労務者に要した費用は人件費に、ペンキ代等は文具費に、材料費は雑費として計上してください。

③　選挙運動費用に算入されないもの

ア） 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
イ） 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
ウ） 候補者が乗用する自動車等のために要した支出
エ） 法定の選挙運動用自動車を使用するために要した支出（拡声機の借上料及び選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書図画の作成費を除く）
オ） 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
カ） 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
キ） 供託金

④　「月日」欄には

支出の約束をした場合には、その約束の日（例えば、選挙事務所の借上げについては、その所有者と借上契約をした月日、ポスターの印刷については、印刷業者に対して発注した月日)、それ以外の場合は実際に支出をした日を記載してください。

したがって、領収書の写しの日付と一致しなくても差し支えありませんが、備考欄に領収日を記載してください。

⑤　「区分」欄には

立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用とに区分し、各費目ごとの小計にこの内訳を記載してください。

立候補準備のために要した支出とは、立候補の届出以前において選挙運動又は立候補の準備に関してなされた支出のことです。

例えば　○選挙事務所の借上契約
　　○立札、看板等の作成
　　○演説会場の借上契約
　　○ポスター等の印刷作成　　などがこれに該当します。

⑥　「支出の目的」欄には

その費目について具体的に（例えば、事務員報酬、労務者報酬、ポスター印刷等）記載してください。

⑦　「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には

労務、物品等の無償提供を受けたものについて、その見積の数量、時価に見積もった単価等を記載してください。

⑧　「備考」欄には

支出の約束をしたものについて、その旨並びに履行の有無及び年月日、更に支出額又は支出の約束をしたものの見積額の明細を記載してください。

⑨　「支出のうち公費負担相当額」欄には

選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において 2 以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。

8.　領収書の写しの作成

① すべての支出について必ず領収書（支出の金額、年月日及び支出の目的が記載されていることが必要）の写しを作成し、提出しなければなりません。

② 領収書の原本は、出納責任者のもとで会計帳簿等とともに、報告書提出の日から 3 年間保存しなければなりませんので、必ずその写しを作成してください。

③ 領収書の写しの作成は、領収書の原本を複写するか、又は市販の領収書用紙に転記し、収支報告書の支出費目別の記載順序により収支報告書とは別に編てつしてください。

振込み又は振替の明細書（金融機関が発行する、支出の金額及び年月日を記載したもの。以下「振込明細書」）がある場合には、振込明細書の写しを「振込明細書に係る支出目的書」の用紙に貼付して提出してください。ただし、振込明細書に「支出の目的」が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることとし、「振込明細書に係る支出目的書」の用紙の提出は不要です。

なお、領収書等を徴し難い事情があったもの（例えば、鉄道運賃等通常領収書を発行しないもの、公費負担に係る選挙運動用ポスター等の作成費又は労務の無償提供等事実上領収書をとることが不可能なもの）については、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」の用紙に記載してください。

したがって、支出のすべてが「領収書の写し」、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書の写し」のいずれかに必ず記載されていなければなりません。

9.　収支報告書の提出期限

選挙期日の告示の日までになされた収支と選挙運動期間中及び選挙期日から収支報告書の提出日までになされた収支を併せて、選挙期日から 15 日以内（令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 5 時まで）に第 1 回分を提出してください。

また、第 1 回分の提出後になされた収支については、その収支がなされた日から 7 日以内に報告書を提出してください。

なお、提出に当たっては各回 2 部提出してください（1 部は受付印を押してお返しします）。

10. その他

出納責任者は、この報告書の提出を怠ったり、これに虚偽の記載をしたときは、法第 246 条により 3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられますので、必ず期限内に提出してください。

なお、このほか、収支報告書作成上疑問がありましたら選管までお問い合わせください。

第9　届出関係諸用紙記載例

1.　選挙候補者届出書(本人)

令和８年11月○○日

伊根町長選挙
　選挙長　倉　浩作　様

氏　名　伊　根　一　郎

伊根町長選挙候補者届出書（本人届出）

以下のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

ふりがな	いね　いちろう	性別	男
候補者	伊　根　一　郎		
本籍	京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地		
住所	京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地		
生年月日	昭和　○○　年　○○　月　○○　日（満　○○　歳）		
党派	無　所　属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.town.ine.kyoto.jp/		
選挙	令和８年１１月１５日執行　伊根町長選挙		
添付書類	１　供託証明書 ２　宣誓書 ３　所属党派（政治団体）証明書 ４　戸籍の謄本又は抄本 ５　通称認定申請書		
受付時間	令和　年　月　日 時　分		

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

2.　宣誓書

宣　　誓　　書

私は、公職選挙法第８６条の８第１項、第８７条第１項、第２５１条の２又は第２５１条の３の規定により、令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和８年１１月〇〇日

住　所　京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地

氏　名　伊根　一郎

3.　所属党派証明書

所 属 党 派 証 明 書

住　所　　京都府与謝郡伊根町字平田３２１番地

氏　名　　伊根　太郎

上記の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和８年〇〇月〇〇日

政　党（政治団体）名　　〇〇党（政治団体）

代　表　者（責任者）　　平田　七郎　　㊞

4.　通称認定申請書

令和８年１１月〇〇日

伊根町長選挙
　選挙長　倉　浩作　　様

住所　京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地
氏名　伊根　一郎

通 称 認 定 申 請 書

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙において、公職選挙法施行令第８９条第５項において準用する第８８条第８項の規定により下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

ふりがな
候補者　伊根（いね）　一郎（いちろう）

ふりがな
呼　称　伊根（いね）　いちろう

備考　この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示して下さい。

5.　伊根町長選挙候補者届出書（推薦届出）

令和８年１１月○○日

伊根町長選挙
　選挙長　倉　浩作　様

推薦届出者　住　　所　京都府与謝郡伊根町字日出４５６番地
　　氏　　名　日　出　次　郎
　　生年月日　昭和○○年　○○　月　○○　日生

伊根町長選挙候補者届出書（推薦届出）

以下のとおり関係書類を添えて立候補の推薦届出をします。

ふりがな	い　ね　いち　ろう	性別	男
候補者	伊　根　一　郎		
本籍	京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地		
住所	京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地		
生年月日	昭和　○○　年　○○　月　○○　日（満　○○　歳）		
党派	無　所　属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.town.ine.kyoto.jp/		
選挙	令和８年１１月１５日執行　伊根町長選挙		
添付書類	１　候補者推薦届出承諾書 ２　選挙人名簿登録証明書 ３　供託証明書 ４　宣誓書	５　所属党派（政治団体）証明書 ６　戸籍の謄本又は抄本 ７　通称認定申請書	
受付時間	令和８年１１月　　日 時　　分		

備考　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

6.　候補者推薦届出承諾書

候補者推薦届出承諾書

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙における候補者となることを承諾します。

令和８年１１月〇〇日

推薦届出者　　日出　次郎　　様

住　所　京都府与謝郡伊根町字日出１２３番地

氏　名　伊根　一郎

7.　選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿登録証明書

氏　名　日出　次郎

住　所　京都府与謝郡伊根町字日出４５６番地

上記の者は、本町において令和８年１１月９日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作　　印

備考　　この証明書は、候補者推薦届出のとき又は選挙立会人の届出のときに添付して下さい。

8.　伊根町長選挙候補者辞退届出書

令和８年１１月○○日

伊根町長選挙
　選挙長　倉　浩作　様

伊根町長選挙候補者辞退届出書

候補者　　伊　根　　一　郎

事　由　　○○○○○○○○○のため

上記のとおり、令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

伊根町長選挙
　候補者　伊　根　　一　郎

9.　開票(選挙)立会人となるべき者の届出書

開票（選挙）立会人となるべき者の届出書

1　立会人となるべき者

住　　所　京都府与謝郡伊根町字亀島４５６番地

（ふりがな）　かめ　しま　　さぶ　ろう

氏　　名　亀　島　　三　郎

昭和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日生

2　選　　挙

令和８年１１月１５日執行　伊根町長選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和８年○○月○○日

伊根町選挙管理委員会（伊根町長選挙）
委員長（選挙長）　倉　浩作　　様

伊根町長選挙候補者
党　　派　無所属
氏　　名　伊根　一郎

上記のとおり開票（選挙）立会人となるべきことを承諾します。

令和　８　年○○月○○日

住　所　京都府与謝郡伊根町字亀島４５６番地

氏　名　亀島　三郎

備　考　1　この届出は、選挙期日前３日までに、市区町村選挙管理委員会に届け出ることができます。

2　開票（選挙）立会人は、開票（選挙）区内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

3　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

10. 選挙事務所設置届

選挙事務所設置届

1　選挙事務所所在地	京都府与謝郡伊根町字平田 123 番地
建物の名称	自　宅
電話番号	（０７７２）〇〇－〇〇〇〇
2　設置年月日	令和８年１１月〇〇日
3　候補者氏名	伊根　一郎

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙における選挙事務所を上記のとおり設置しましたので届け出ます。

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作 様

伊根町長選挙
候補者~~（推薦届出者）~~伊根　一郎

住　所 京都府与謝郡伊根町字平田 123 番地

備考　1　推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付して下さい。
（1）選挙事務所を設置することについて候補者の承諾を得たことを証する書面
（2）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
2　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
3　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

11．選挙事務所異動届

選挙事務所異動届

1　旧選挙事務所所在地	京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地
2　新選挙事務所所在地	京都府与謝郡伊根町字平田４５６番地
建物の名称	大原　四郎　方
電話番号	（０７７２）〇〇－〇〇〇〇
3　異動年月日	令和８年１１月〇〇日
4　候補者氏名	伊根　一郎

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙における選挙事務所を上記のとおり異動したので届け出ます。

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作　様

伊根町長選挙
候補者~~（推薦届出者）~~伊根　一郎

住　所 京都府与謝郡伊根町字平田１２３番地

備考　1　推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付して下さい。
（1）選挙事務所を設置することについて候補者の承諾を得たことを証する書面
（2）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
2　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
3　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

12. 選挙事務所設置（異動）候補者承諾書･推薦届出者代表者証明書

選挙事務所設置（異動）候補者承諾書

推薦届出者代表氏名　日出　次郎

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙における選挙事務所を上記の者が、選挙事務所設置（異動）届に記載のとおり選挙事務所を設置（異動）することを承諾します。

令和８年１１月〇〇日

伊根町長選挙候補者　伊根　一郎

推 薦 届 出 者 代 表 者 証 明 書

氏　　名　日出　次郎

上記の者は、令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙候補者伊根一郎の推薦届出者の代表であることを証明します。

令和８年１１月〇〇日

推薦届出者　　大原　四郎

推薦届出者　　新井　太郎

推薦届出者　　泊　三郎

備考　推薦届出者は、全員その氏名を書いて下さい。

13. 出納責任者選任届

出 納 責 任 者 選 任 届

出納責任者	氏　　名	井室　五郎
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	住　　所	京都府与謝郡伊根町字井室 1010 番地 電話番号（０７７２）－〇〇－〇〇〇〇
	職　　業	〇〇株式会社　社員
	選任年月日	令和８年〇〇月〇〇日
候補者氏名		伊根　一郎

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙における出納責任者を、上記のとおり選任しましたから、届出をします。

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作　様

伊根町長選挙
候補者 ~~（推薦届出者）~~　伊根　一郎
住　所　京都府与謝郡伊根町字平田 123 番地

備考　１　この届出は、２部提出して下さい。
２　推薦届出者が出納責任者を選任したときは、次の書類を添付して下さい。
（１）出納責任者を選任することについての候補者の承諾を得たことを証する書面
（２）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
４　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

14. 出納責任者異動届

出 納 責 任 者 異 動 届

1　出納責任者

区　　分	新	旧
住　　所	京都府与謝郡伊根町字大原 100 番地	京都府与謝郡伊根町字井室 1010 番地
ふりがな 氏　　名	おおはら　しろう 大原　四郎	いむろ　ごろう 井室　五郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
職　　業	農業	〇〇株式会社　社員
電話番号	(0772)-〇〇-〇〇〇〇	(0772)-〇〇-〇〇〇〇

2　異動年月日

辞任・解任の別	同左の年月日	後任者の選任年月日
辞任	令和８年〇〇月〇〇日	令和８年〇〇月〇〇日

3　候補者氏名　伊根　一郎

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙における候補者の出納責任者を上記のとおり異動しましたから届出をします。

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会委員長　倉　浩作　様

伊根町長選挙

候補者~~（推薦届出者）~~　伊根　一郎

備考１　この届出は、２部提出して下さい。

２　出納責任者の解任又は辞任による異動については、候補者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面（文書による通知の写し）を添付して下さい。

３　推薦届出者が出納責任者を解任し、又は後任者を選任したときは、次の書類を添付して下さい。

（１）出納責任者を解任し、又は後任者を選任することについての候補者の承諾を得たことを証する書面

（２）推薦届出者が２人以上あるときは、その代表者であることを証する書面

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

５　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

15. 出納責任者選任（異動）候補者承諾書･推薦届出者代表者証明書

出納責任者選任（異動）候補者承諾書

推薦届出者代表氏名　日出　次郎

上記の者が、出納責任者選任（異動）届に記載のとおり出納責任者を選任・解任することを承諾します。

令和８年１１月〇〇日

伊根町長選挙候補者　伊根　一郎

推 薦 届 出 者 代 表 者 証 明 書

氏　　名　　日出　次郎

上記の者は、伊根町長選挙候補者伊根　一郎の推薦届出者の代表であることを証明します。

令和８年１１月〇〇日

推薦届出者　　大原　　四郎

推薦届出者　　新井　　太郎

推薦届出者　　泊　　三郎

備考　推薦届出者は、全員その氏名を書いて下さい。

16. 選挙事務員等届出書

選 挙 事 務 員 等 届 出 書

公職選挙法第１９７条の２第２項の規定により報酬を支給する選挙運動のために使用する事務員等を、次のとおり届け出ます。

令和８年１１月○○日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作　様

伊根町長選挙候補者　伊根　太郎

記

氏　名	住　所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間 自月日	使用する期間 至月日	備考
大原　四郎	伊根町字大原100番地	54	男	(事)・車	令和８年○月○日	令和８年○月○日	
				事・車			
				事・車			
				事・車			
				事・車			
				事・車			
				事・車			

備考　１　「使用する者の別」欄は、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事」を、専ら公職選挙法第１４１条第１項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車」を○で囲んで下さい。

２　既に届け出た者につき、その者を使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載して下さい。

３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

17. 選挙公報掲載申請書

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

伊根町公職選挙事務執行規程第８９条の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

令和８年１１月○○日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作 様

伊根町長選挙

候 補 者　伊根　一郎

記

1　掲 載 文　　別添のとおり

2　掲載写真　　別添のとおり

3　連絡先
電話番号　　(0772) ○○－○○○○

備考　1　紙媒体による提出の場合は、掲載文及び掲載写真を２部ずつ提出してください。
2　電子データによる提出の場合は、掲載文及び掲載写真の電子データを CD-ROM に保存の上、各１式提出してください。
3　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

18. 選挙公報掲載文撤回（修正）申請書

選挙公報掲載文撤回（修正）申請書

令和８年１１月○○日掲載申請した選挙公報掲載文を撤回（修正）したいので（修正した掲載文を添え）申請します。

令和８年１１月○○日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作　様

伊根町長選挙

候 補 者　伊根　一郎

備考　１　紙媒体による提出の場合は、掲載文及び掲載写真を２部ずつ提出してください。
２　電子データによる提出の場合は、掲載文及び掲載写真の電子データを CD-ROM に保存の上、各１式提出してください。
３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

19．個人演説会開催申出書

個人演説会開催申出書

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙において、下記のとおり個人演説会を開催したいので申し出ます。

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会
委員長　倉　浩作　様

伊根町長選挙　候補者
住　　所　京都府与謝郡伊根町字平田 123 番地
氏　　名　伊根　一郎
所属党派　無所属
電話番号　（0772）〇〇－〇〇〇〇

１　開催日時
令和８年１１月〇〇日　~~午前・~~　午後〇時〇〇分から
~~午前・~~　午後〇時〇〇分まで

２　使用する施設の名称
〇〇小学校　など

３　演説者氏名
伊根　一郎

４　当該施設を過去において使用した回数
０回

５　公職選挙法施行令第１１９条第３項の規定による設備の付加の程度

20. 選挙運動用ビラの届出書

令和８年１１月〇〇日

伊根町選挙管理委員会
　委員長　　倉　浩作　様

候補者住所　京都府与謝郡伊根町字平田 123 番地
氏　　名　　伊根　一郎
連 絡 電 話　（0772）〇〇－〇〇〇〇

選挙運動用ビラの届出書

令和８年１１月１５日執行の伊根町長選挙において、別添の選挙運動用ビラを頒布したいので届け出ます。

備　考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（その1）

選挙運動費用収支報告書記載例

選挙運動費用収支報告書

1　令和〇年〇月〇日執行　〇〇〇〇〇〇選挙

2　公職の候補者　　住所　　京都府〇郡〇町〇番地

　　氏名　　京都太郎

3　〇月〇日から〇月〇日まで（第1回分）　　※第2回分以降は、前回分の翌日からとしてください。

4　収入の部

月　日	金額又は見積額（円）	種　別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
〇〇. 〇〇	50,000	寄　附	東京都〇区〇町〇〇番地	〇〇党本部			
〇〇. 〇〇	50,000	〃	京都市〇区〇町〇〇番地	甲野一郎	農業		
〃	10,000	〃	〇郡〇町〇〇番地	甲野二郎	会社員		
〇〇. 〇〇	20,000	〃	〇郡〇町〇〇番地	甲野三郎	無職	1日10，000円2日分	労務提供
〃	100,000	その他の収入					自己資金
〇〇. 〇〇	15,000	寄　附	〇郡〇町〇〇番地	甲野四郎	電気器具販売業	1日5，000円3日分	選挙事務所提供
〇〇. 〇〇	700	〃	大阪市〇区〇町〇〇番地	甲野五郎他3人	会社員		

（その3）

月　日		金額又は見積額（円）	種　別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
計	寄附	595,700						
	その他の収入	100,000	※「4　収入の部」の合計額を記載してください。					
	計	695,700						
前回計	寄附	－						
	その他の収入	－	※第2回分以降の場合は、前回までの合計額を記載してください。					
	計	－						
総額	寄附	595,700						
	その他の収入	100,000	※「計」欄と「前回計」欄の合計額を記載してください。					
	計	695,700						

参考	【公費負担相当額】 ビラ 5,000円、ポスター83,000円 計　88,000円

５ 支出の部　　（その４）

月　日	金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	（人件費）							
○○．○○	10,000	立候補準備	労務者日当	○郡○町○○番地	乙野一郎	学生		
〃	10,000	〃	〃	○郡○町○○番地	乙野二郎	〃		
○○．○○	50,000	選挙運動	事務員報酬	○郡○町○○番地	乙野三郎	無職		1日10，000円 5日分○／○支払
〃	50,000	〃	〃	○郡○町○○番地	乙野四郎	〃		1日10，000円 5日分○／○支払
○○．○○	30,000	〃	労務者日当	○市○区○町○○番地	乙野五郎	学生		1日10，000円 3日分○／○支払
○○．○○	20,000	〃	〃	○郡○町○○番地	甲野三郎	無職	1日10，000円2日分	無償提供
立候補準備	20,000							
選挙運動	201,500							
小計	221,500							
	（家屋費）							
	（ア）	選挙事務所費		27,000				
○○．○○	12,000	立候補準備	事務所借上料	○郡○町○○番地	丙野一郎	書籍商		1日3，000円 4日分○／○支払
○○．○○	15,000	選挙運動	〃	○郡○町○○番地	甲野四郎	電気器具販売業	1日5，000円3日分	無償提供

（その5）

月　日	金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	（イ）	集合会場費		15,000				
○○．○○	3,000	選挙運動	個人演説会会場費	○郡○町○○番地	丙野二郎	僧侶		
立候補準備	12,000							
選挙運動	30,000							
小計	42,000							
	（通信費）							
○○．○○	3,000	立候補準備	電話料	○郡○町○○番地	NTT○○営業所			5日分○/○支払
○○．○○	15,000	選挙運動	電話料	○郡○町○○番地	NTT○○営業所			5日分○/○支払

（その5）

月　日	金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
立候補準備	5,000							
選挙運動	20,000							
小計	25,000							
	（交通費）							
○○．○○	1,500	選挙運動	タクシー代	○郡○町○○番地	○○タクシー（株）			
〃	4,200	〃	〃	○郡○町○○番地	○○交通（株）			
○○．○○	1,200	〃	労務者車賃	○郡○町○○番地	丙山一郎	会社員		車賃実費弁償
立候補準備	15,000	選挙運動	電話料	○郡○町○○番地	NTT○○営業所			5日分○/○支払
選挙運動								
小計								
	（印刷費）							
○○．○○	83,000	立候補準備	ポスター印刷費	○郡○町○○番地	○○印刷（株）			うち83,000円公費負担

（その5）

月　日	金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○○．○○	5,000	立候補準備	ビラ印刷費	○郡○町○○番地	○○印刷（株）			うち5,000円公費負担
○○．○○	20,000	立候補準備	葉書印刷費	○郡○町○○番地	○○印刷（株）			○/○支払
立候補準備	120,000							
選挙運動	100,000							
小計	220,000							
	（広告費）							
○○．○○	1,500	立候補準備	ちょうちん制作費	○郡○町○○番地	○○提灯店			○/○支払
〃	1,000	〃	たすき制作費	○郡○町○○番地	○○旗店			○/○支払
〃	8,000	〃	選挙事務所看板作成費	○郡○町○○番地	○○工業者			○/○支払
○○．○○	5,000	選挙運動	拡声機借上料	○郡○町○○番地	○○電気店			○/○支払
								○/○支払
立候補準備	10,500							
選挙運動	10000							
小計	20500							

（その5）

月　日	金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	（文具費）							
○○．○○	2,400	立候補準備	筆購入費	○郡○町○○番地	○○文具店			1本200円　12本
〃	1,000	〃	墨汁ほか購入費	〃	〃			墨汁ほか　3件
○○．○○	5,000	選挙運動	更紙購入費	〃	〃			1包2，500円2包
立候補準備	3,400							
選挙運動	25,000							
小計	28,400							
	（食糧費）							
○○．○○	2,000	立候補準備	煎茶購入費	○郡○町○○番地	○○茶店			
○○．○○	14,000	選挙運動	仕出し弁当代	○郡○町○○番地	○○食堂			○/○支払 700円　20食分
○○．○○	3,000	〃	菓子購入費	○郡○町○○番地	○○菓子店			
○○．○○	16,800	〃	仕出し弁当代	○郡○町○○番地	○○食堂			○/○支払 700円　24食分
小計	20500							

（その5）

月　日	金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
立候補準備	2,000							
選挙運動	58,500							
小計	60,800							
	（雑費）							
○○．○○	4,000	立候補準備	ベニヤ板購入費	○郡○町○○番地	○○材木店			
○○．○○	5,000	選挙運動	釘、針金購入費	○郡○町○○番地	○○金物店			
立候補準備	4,000							
選挙運動	6,000							
小計	10,000							

（その6）

月　日		金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
計	立候補準備のための支出	176,900	※「5　支出の部」の合計額を記載してください。						
	選挙運動のための支出	471,300							
	計	648,200							
前回計	立候補準備のための支出	—	※第2回分以降の場合は、前回までの合計額を記載してください。						
	選挙運動のための支出	—							
	計	—							
総額	立候補準備のための支出	176,900	※「計」欄と「前回計」欄の合計額を記載してください。						
	選挙運動のための支出	471,300							
	総計	648,200							

支出のうち公費負担相当額	項目	単価(A)	枚数(B)	金額((A)×(B))
	ビラの作成	5	1,000	5,000
	ポスターの作成	1,000	83	83,000

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

出納責任者　住所　京都府〇郡〇町〇番地

氏名　甲野太郎　㊞

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
令和〇年〇月〇日	20,000	立候補準備	労務者日当	労務の無償提供のため
令和〇年〇月〇日	15,000	選挙運動	事務所借上料	事務所の無償提供のため

（その6）

月　日		金額又は見積額（円）	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
計	立候補準備のための支出	176,900	※「5　支出の部」の合計額を記載してください。						
	選挙運動のための支出	471,300							
	計	648,200							
前回計	立候補準備のための支出	—	※第2回分以降の場合は、前回までの合計額を記載してください。						
	選挙運動のための支出	—							
	計	—							
総額	立候補準備のための支出	176,900	※「計」欄と「前回計」欄の合計額を記載してください。						
	選挙運動のための支出	471,300							
	総計	648,200							

支出のうち公費負担相当額	項目	単価(A)	枚数(B)	金額((A)×(B))
	ビラの作成	5	1,000	5,000
	ポスターの作成	1,000	83	83,000
	計			88,000

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

出納責任者　住所　京都府〇郡〇町〇番地

氏名　甲野太郎　㊞

第10 伊根町長選挙事務取扱概要

1. 総括

伊根町長の任期が来たる 11 月 24 日に満了するため法第 33 条の規定により執行するものである。

2. 各項目における概要

(1) 選挙の期日および告示の日（法 33）

選挙期日　　令和 8 年 11 月 15 日
選挙期日の告示　　令和 8 年 11 月 10 日

(2) 選挙権及び被選挙権（法 9、10）

① 選挙権

日本国民で年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 ケ月以上伊根町に住所を有する者。

② 被選挙権

日本国民で年齢満 25 年以上の者。
この場合、住所要件は不要であり、年齢は選挙の期日により算定される。

(3) 欠格事項（法 11、252）

省略

(4) 選挙人名簿（法 19～30、令 11～22 条の 2）

今回の選挙に使用する名簿は、令和 8 年 11 月 9 日選挙時登録により調製された名簿を用いるものである。

(5) 投票（法 35～60）

① 投票管理者及び同職務代理者等（法 37、令 24、25）

投票管理者及び同職務代理者は当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任し、告示する。

② 投票立会人（法 38、令 27）

各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て 2 人以上 5 人以下の投票立会人を選任し、選挙の期日の前 3 日（11 月 12 日）までに本人に通知して投票に立ち会わせること。

③ 投票用紙（法 45、令 35、36）

投票用紙は水色の用紙に黒文字で、印は黒色で刷込式とする。

④ 投票所（法 39～41）

ア） 投票所の告示は選挙の期日から少なくとも 5 日前に告示しなければならない。
イ） 投票所は午前 7 時に開き午後 6 時に閉じる。

⑤ 投票用紙の交付等（令 35）

投票用紙の交付にあたっては、必ず選挙人名簿と対照し、本人であることを確認のうえ交付するとともに選挙人名簿に投票用紙の交付が確認できるようにする。

⑥ 代理投票（法 48）

代理投票の補助者は、投票管理者が投票立会人の意見を聞いて投票立会人以外の者で本人の承諾を得て 2 名選任すること。なお、代理投票を行わせるときは、その 1 人は選挙人が指示する候補者の氏名を記載する者で、他の 1 人はこれを確認する者であることを選挙人に十分周知させたうえ行わせること。

⑦　期日前投票（法 48 の 2、令 49 の 7～49 の 12）

選挙の当日に、同条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、選挙の期日の告示のあった翌日から選挙の期日の前日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分まで、期日前投票所において行わせることができる。

⑧　不在者投票（法 49、令 50～65）

不在者投票制度は、選挙人が当日投票所において投票するという原則に対する例外な取扱いであるので特に次の点に留意すること。

ア）　宣誓書に記載された不在者投票の事由が法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由に該当しないもの、その他不適当な宣誓書によって不在者投票を行わせないこと。

イ）　不在者投票封筒は、茶色の地に黒色の文字で委員会の印を押印されたもの。

⑨　仮投票（法 50）

仮投票用封筒は、茶色の地に黒色の文字で印刷し委員会の印を押印の上交付する。

(6)　開票（法 66、79）

①　開票事務は選挙会事務と合同で行う。

ア）　開票は投票日の午後 8 時 15 分から伊根町コミュニティセンター　ほっと館ふれあいホールで行うものとする。

イ）　選挙長及び同職務代理者（法 75、令 80、81）
投票管理者及び同職務代理者の選任に準じて措置する。

②　選挙立会人（法 76）となるべき者の届出は選挙の期日の前 3 日（令和 8 年 11 月 12 日）までに委員会に対して行うものである。

(7)　選挙会（法 75～85）

今回の選挙における選挙長及び同職務代理者は次のとおりである。

選挙長　倉　浩作

同職務代理者　小南　善久

なお、選挙会は 11 月 15 日（日）開票の事務終了後、伊根町コミュニティセンター　ほっと館ふれあいホールにおいて行う予定である。

無投票の場合は、11 月 15 日（日）午前 9 時から。

(8)　候補者

候補者に関する詳細は「第 2　被選挙権及び供託に関する事項」(2 ページ) に記載してあるが、その概要は次のとおりである。

①　候補者届出期間（法 86）

選挙期日の告示のあった日 1 日間（11 月 10 日）であり、補充立候補は選挙期日の前 2 日（11 月 13 日）までである。

②　供託金（法 92、93）

供託金は 50 万円であるが、次の場合は没収される。

ア）　選挙の結果、その得票数が有効投票の総数の 10 分の 1 に達しないとき。

イ）　公職の候補者が当該候補者を辞した場合（辞したものとみなされる場合を含む）及び候補者の届出が却下されたとき。

(9)　当選人（法 95）

有効投票総数の 4 分の 1 以上の得票があった者の中から有効投票の最多数をもって当選人とする。

(10) 選挙運動（法 129～178 の 3、令 108～126）

選挙運動についての詳細は「第 6　選挙運動に関する事項(19 ページ)」に記載してあるが、主要なものは次のとおりである。

1)　選挙運動の期間（法 129）
2)　選挙事務所（法 130～132）
3)　休憩所等の禁止（法 133）
4)　選挙運動を禁止される者（法 135～137 の 3）
5)　戸別訪問の禁止（法 138）
6)　署名運動の禁止（法 138 の 2）
7)　人気投票の公表の禁止（法 138 の 3）
8)　飲食物の提供の禁止（法 139）
9)　気勢を張る行為の禁止（法 140）
10)　連呼行為の禁止（法 140 の 2）
11)　自動車又は船舶及び拡声機の使用制限（法 141）
12)　自動車等の乗車制限（法 141 の 2）
13)　車上の選挙運動の禁止（法 141 の 3）
14)　文書、図画の頒布（法 142）
候補者１人について
通常葉書　2,500 枚
ビラ（２種類以内）　5,000 枚
15)　ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の 3）
16)　電子メールを利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の 4）
17)　インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務（法 142 の 5）
18)　インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等（法 142 の 6）
19)　選挙に関するインターネット等の適正な利用（法 142 の 7）
20)　文書、図画の掲示制限（法 143～147）
21)　新聞広告（法 149）
22)　個人演説会（法 161～164 の 4）
23)　街頭演説（法 164 の 5～164 の 7）
24)　特定の建物及び施設における演説等の禁止（法 166）
25)　氏名掲示（法 175）
26)　選挙期日後のあいさつ行為の制限（法 178）
27)　選挙期日後の文書図画の撤去（法 178 の 2）

(11) その他の事項

①　選挙運動費用（法 194～196、令 127）

選挙運動費用法定制限額は、選挙期日の告示の日に選管が告示する。選挙運動費用法定制限額は以下数式によって算出される。

(人数割×告示の日における伊根町の選挙人名簿登録者総数)+固定額

②　選挙諸資材及び用紙について

ア）　街頭演説用標旗
白地の布地に文字は濃い青色
イ）　街頭演説用腕章
白地の布地に文字は濃い青色
ウ）　乗車用腕章
白地の布地に文字は濃い青色
エ）　自動車船舶表示版
白地に文字は濃い青色

オ）　拡声機表示版
白地に文字は濃い青色

③　選挙に関する届出等の時間

公職選挙法、同施行令によって規定する。委員会、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければならない。

④　選挙公報

1 選挙に 1 回発行、無投票の場合は発行を中止。

第11 伊根町議会議員一般選挙事務取扱概要

1. 総括

伊根町議会議員の任期が来たる 11 月 30 日に満了するため法第 33 条の規定により執行するものである。

2. 各項目における概要

(1) 選挙の期日および告示の日（法 33）

選挙期日　　令和 8 年 11 月 15 日
選挙期日の告示　　令和 8 年 11 月 10 日

(2) 選挙権及び被選挙権（法 9、10）

① 選挙権

日本国民で年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 ケ月以上伊根町に住所を有する者。

② 被選挙権

日本国民で当該選挙の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上の者。
年齢は選挙の期日により算定される。

(3) 欠格事項（法 11、252）

省略

(4) 選挙人名簿（法 19～30、令 11～22 条の 2）

今回の選挙に使用する名簿は、令和 8 年 11 月 9 日選挙時登録により調製された名簿を用いるものである。

(5) 投票（法 35～60）

① 投票管理者及び同職務代理者等（法 37、令 24、25）

投票管理者及び同職務代理者は当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任し、告示する。

② 投票立会人（法 38、令 27）

各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て 2 人以上 5 人以下の投票立会人を選任し、選挙の期日の前 3 日（11 月 12 日）までに本人に通知して投票に立ち会わせること。

③ 投票用紙（法 45、令 35、36）

投票用紙は白色の用紙に黒文字で、印は黒色で刷込式とする。

④ 投票所（法 39～41）

ア） 投票所の告示は選挙の期日から少なくとも 5 日前に告示しなければならない。
イ） 投票所は午前 7 時に開き午後 6 時に閉じる。

⑤ 投票用紙の交付等（令 35）

投票用紙の交付にあたっては、必ず選挙人名簿と対照し、本人であることを確認のうえ交付するとともに選挙人名簿に投票用紙の交付が確認できるようにする。

⑥ 代理投票（法 48）

代理投票の補助者は、投票管理者が投票立会人の意見を聞いて投票立会人以外の者で本人の承諾を得て 2 名選任すること。なお、代理投票を行わせるときは、その 1 人は選挙人が指示する候補者の氏名を記載する者で、他の 1 人はこれを確認する者であることを選挙人に十分周知させたうえ行わせること。

⑦　期日前投票（法 48 の 2、令 49 の 7～49 の 12）

選挙の当日に、同条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、選挙の期日の告示のあった翌日から選挙の期日の前日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分まで、期日前投票所において行わせることができる。

⑧　不在者投票（法 49、令 50～65）

不在者投票制度は、選挙人が当日投票所において投票するという原則に対する例外な取扱いであるので特に次の点に留意すること。

ア）　宣誓書に記載された不在者投票の事由が法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由に該当しないもの、その他不適当な宣誓書によって不在者投票を行わせないこと。

イ）　不在者投票封筒は、茶色の地に赤色の文字で委員会の印を押印されたもの。

⑨　仮投票（法 50）

仮投票用封筒は、茶色の地に赤色の文字で印刷し委員会の印を押印の上交付する。

(6)　開票（法 66、79）

①　開票事務は選挙会事務と合同で行う。

ア）　開票は投票日の午後 8 時 15 分から伊根町コミュニティセンター　ほっと館ふれあいホールで行うものとする。

イ）　選挙長及び同職務代理者（法 75、令 80、81）
投票管理者及び同職務代理者の選任に準じて措置する。

②　選挙立会人（法 76）となるべき者の届出は選挙の期日の前３日（令和８年 11 月 12 日）までに委員会に対して行うものである。

(7)　選挙会（法 75～85）

今回の選挙における選挙長及び同職務代理者は次のとおりである。

選挙長　倉　浩作

同職務代理者　小南　善久

なお、選挙会は 11 月 15 日（日）開票の事務終了後、伊根町コミュニティセンターほっと館ふれあいホールにおいて行う予定である。

無投票の場合は、11 月 15 日（日）午前 9 時から

(8)　候補者

候補者に関する詳細は「第 2　被選挙権及び供託に関する事項」(2 ページ）に記載してあるが、その概要は次のとおりである。

①　候補者届出期間（法 86）

選挙期日の告示のあった日 1 日間（11 月 10 日）であり、補充立候補は選挙期日の前２日（11 月 13 日）までである。

②　供託金（法 92、93）

供託金は 15 万円であるが、次の場合は没収される。

ア）　選挙の結果、議員定数（9 名）をもって有効投票の総数を除して得た数の 10 分の 1 に達しないとき。

イ）　公職の候補者が当該候補者を辞した場合（辞したものとみなされる場合を含む）及び候補者の届出が却下されたとき。

(9)　当選人（法 95）

議員定数（9 名）をもって有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1 以上の得票があったものの中から有効投票の得票数の多い者から 9 名をもって当選人とする（ただし、無投票の場合は定数を下回ることもある）。

(10) 選挙運動（法 129～178 の 3、令 108～126）

選挙運動についての詳細は「第 6　選挙運動に関する事項(19 ページ～)」に記載してあるが、主要なものは次のとおりである。

1)　選挙運動の期間（法 129）
2)　選挙事務所（法 130～132）
3)　休憩所等の禁止（法 133）
4)　選挙運動を禁止される者（法 135～137 の 3）
5)　戸別訪問の禁止（法 138）
6)　署名運動の禁止（法 138 の 2）
7)　人気投票の公表の禁止（法 138 の 3）
8)　飲食物の提供の禁止（法 139）
9)　気勢を張る行為の禁止（法 140）
10)　連呼行為の禁止（法 140 の 2）
11)　自動車又は船舶及び拡声機の使用制限（法 141）
12)　自動車等の乗車制限（法 141 の 2）
13)　車上の選挙運動の禁止（法 141 の 3）
14)　文書、図画の頒布（法 142）
候補者 1 人について
通常葉書　800 枚
ビラ（2 種類以内）　1,600 枚
15)　ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の 3）
16)　電子メールを利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の 4）
17)　インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務（法 142 の 5）
18)　インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等（法 142 の 6）
19)　選挙に関するインターネット等の適正な利用（法 142 の 7）
20)　文書、図画の掲示制限（法 143～147）
21)　新聞広告（法 149）
22)　個人演説会（法 161～164 の 4）
23)　街頭演説（法 164 の 5～164 の 7）
24)　特定の建物及び施設における演説等の禁止（法 166）
25)　氏名掲示（法 175）
26)　選挙期日後のあいさつ行為の制限（法 178）
27)　選挙期日後の文書図画の撤去（法 178 の 2）

(11) その他の事項

①　選挙運動費用（法 194～196、令 127）

選挙運動費用法定制限額は、選挙期日の告示の日に選管が告示する。選挙運動費用法定制限額は以下数式によって算出される。

$$\left(\text{人数割} \times \frac{\text{告示の日における伊根町の選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員の定数}}\right) + \text{固定額}$$

②　選挙諸資材及び用紙について

ア）　街頭演説用標旗
白地の布地に文字は濃い青色
イ）　街頭演説用腕章
白地の布地に文字は濃い青色
ウ）　乗車用腕章
白地の布地に文字は濃い青色

エ） 自動車船舶表示版
白地に文字は濃い青色
オ） 拡声機表示版
白地に文字は濃い青色

③ 選挙に関する届出等の時間

公職選挙法、同施行令によって規定する。委員会、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければならない。

④ 選挙公報

1 選挙に 1 回発行、無投票の場合は発行を中止。